

第4次東御市障がい者計画

計画期間:令和3年度～令和8年度

計画の基本理念と基本方針（第4次障がい者計画）

本計画の施策を展開するうえで、その中心な位置づけとなる「基本理念」及び、その理念を支える4つの「基本方針」を示します。

（1）基本理念

◆誰もが、自分らしく暮らせる、まちを目指す◆

第2次東御市総合計画後期基本計画に基づき、障がい福祉サービスを適切に利用することができるように、その充実及び強化を図るとともに、障がいのある人もない人も、尊重し合って地域で安心して暮ることができる共生社会の実現を目指します。

（2）基本方針

これまでの第3次東御市障がい者計画及び長野県障がい者プラン2018等を参考に、次の4つの基本方針を定めました。

◆社会的に自立し、自分らしく生きるために◆

障がい者の自己決定を尊重し、住みなれた地域自分らしくで安心した生活が送れるよう、障がい福祉サービスの充実を図るとともに、就労をはじめとする多様なニーズにきめ細かな支援施策を展開します。

◆人権尊重と社会参加を促進するために◆

ノーマライゼーション理念に伴い、障がいのある人もない人も、誰もが社会の一員として様々な活動に参画できるよう、権利擁護の推進と社会参加の促進が図られる施策を充実します。

また、障がい者虐待防止と障がい者差別解消の対策を強化するとともに、意思決定支援と成年後見制度の推進を図ります。

◆共生社会を実現するために◆

障がい者と地域住民が、地域、生活、生きがいをともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

また、障がい児において、ライフステージに応じた、切れ目のない総合的な支援ができる環境を整備行うために、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関の更なる連携を推進します。

◆安心して生活するために◆

障がい者が地域で安心して暮らすことができるように、バリアフリー化対策をはじめとする生活環境の整備や防災、防犯対策の充実を図るとともに、ボランティアや福祉人材の養成や確保に取り組みます。

第4次障がい者計画施策体系（案）

誰
も
が
自
分
ら
し
く
暮
ら
せ
る
ま
ち
を
目
指
す

I. 社会的に自立し、自分らしく生きるために

- 1. 福祉サービスの充実
 - ①障がい者・児の福祉サービスの充
 - ②相談支援体制・情報提供の充実
- 2. 移動支援対策の推進
 - ①移動支援の充実
 - ②移動に関する助成事業の推進
- 3. 生活安定支援施策の充実
 - ①給付事業・助成事業の推進
- 4. 雇用と就労支援の強化
 - ①就労に関する相談支援の充実・雇用に関する啓発
 - ②一般就労の促進と定着支援
 - ③福祉的就労の充実

II. 人権尊重と社会参加を促進するために

- 1. 障がいへの理解と権利擁護の推進
 - ①相互理解の推進
 - ②虐待防止の推進
 - ③障がい者差別解消の推進
 - ④意思決定支援、成年後見制度の推進
- 2. 交流・コミュニケーション支援の充実
 - ①コミュニケーション施策の推進
- 3. 余暇活動の充実
 - ①スポーツ・文化芸術活動の推進
 - ②交流ふれあい事業の推進

III. 共生社会を実現させるために

- 1. 療育体制の充実
 - ①地域療育システムの充実
 - ②一人ひとりに応じた教育の推進
 - ③副学籍の推進
 - ④家族支援
- 2. 保育、医療、教育、福祉、労働等の連携支援の強化
 - ①早期発見、早期支援の充実
 - ②切れ目のない支援の推進
- 3. 多様な障がいに対する支援
 - ①発達障害等への支援の充実
 - ②医療的ケア児の支援体制の充実
- 4. 地域生活への移行支援
 - ①地域移行の推進
 - ②居住の確保
- 5. 地域包括ケアシステムの充実
 - ①包括的な支援体制の整備
 - ②地域生活を支えるサービス等の充

IV. 安心して生活するために

- 1. 福祉のまちづくりの推進
 - ①人にやさしい福祉のまちづくりの推進
 - ②ボランティア活動の推進
 - ③福祉人材の養成確保
- 2. 生活環境基盤整備の推進
 - ①公共施設等の整備
 - ②住環境の整備
 - ③道路環境の整備
- 3. 保健・医療サービスの充実
 - ①健康づくりの推進
 - ②社会的リハビリテーションの充実
 - ③難病対策の推進
 - ④医療費の自己負担軽減
- 4. 防災・防犯対策の推進
 - ①防災対策の推進
 - ②防犯体制の充実

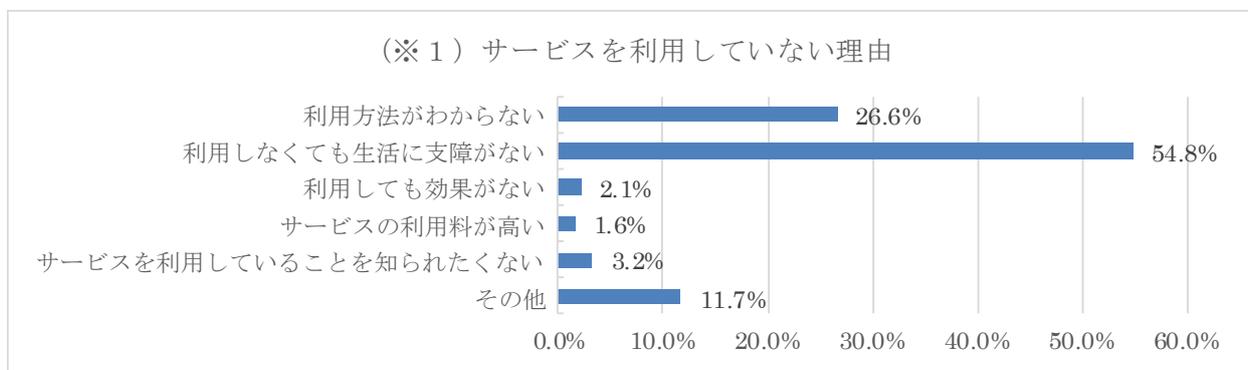


第1章
社会的に自立し、
自分らしく生きるために

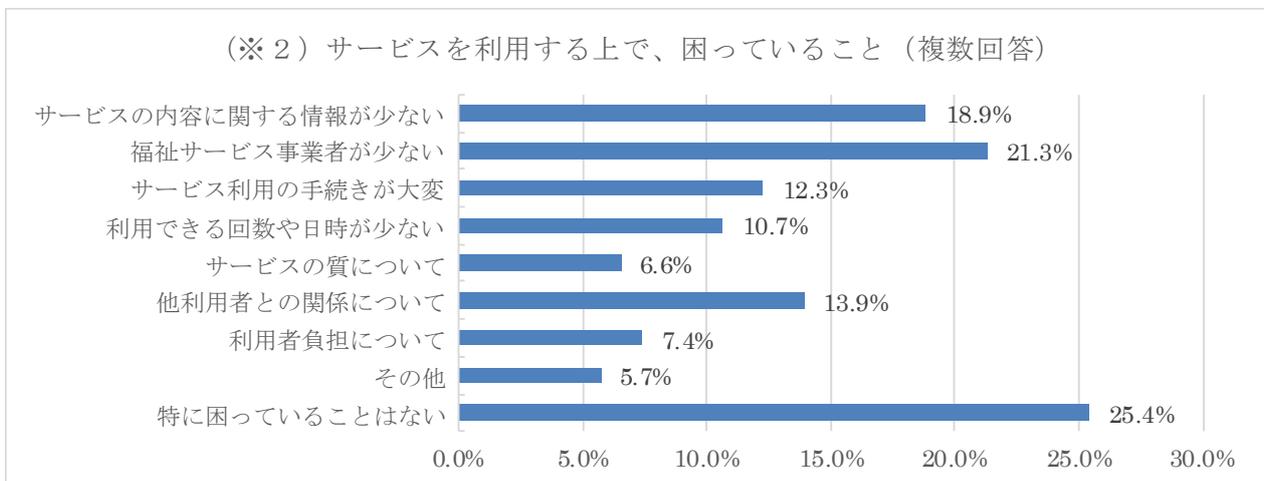
第1節 福祉サービスの充実

【現状と課題】

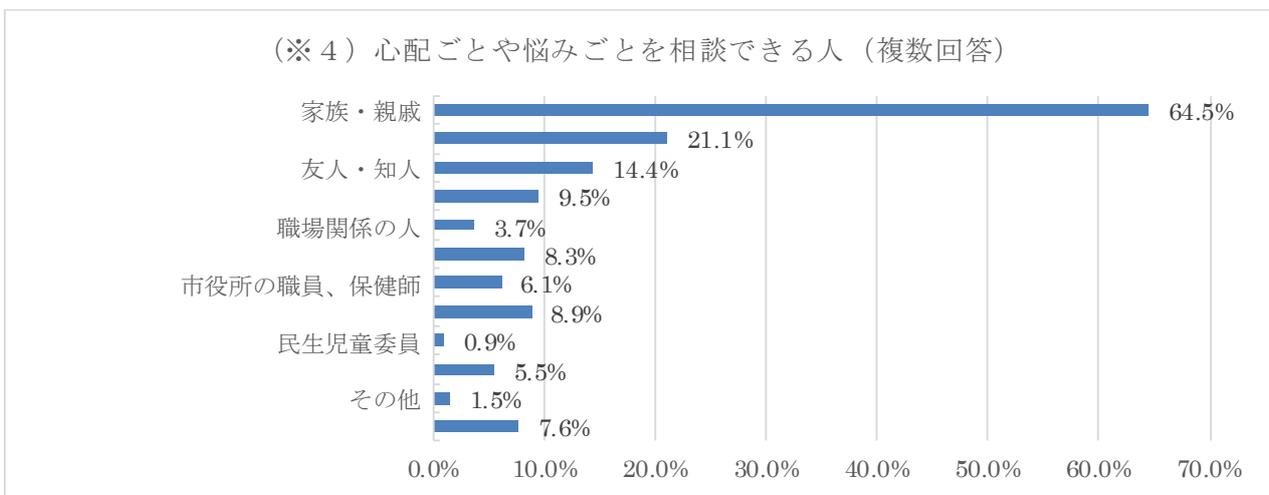
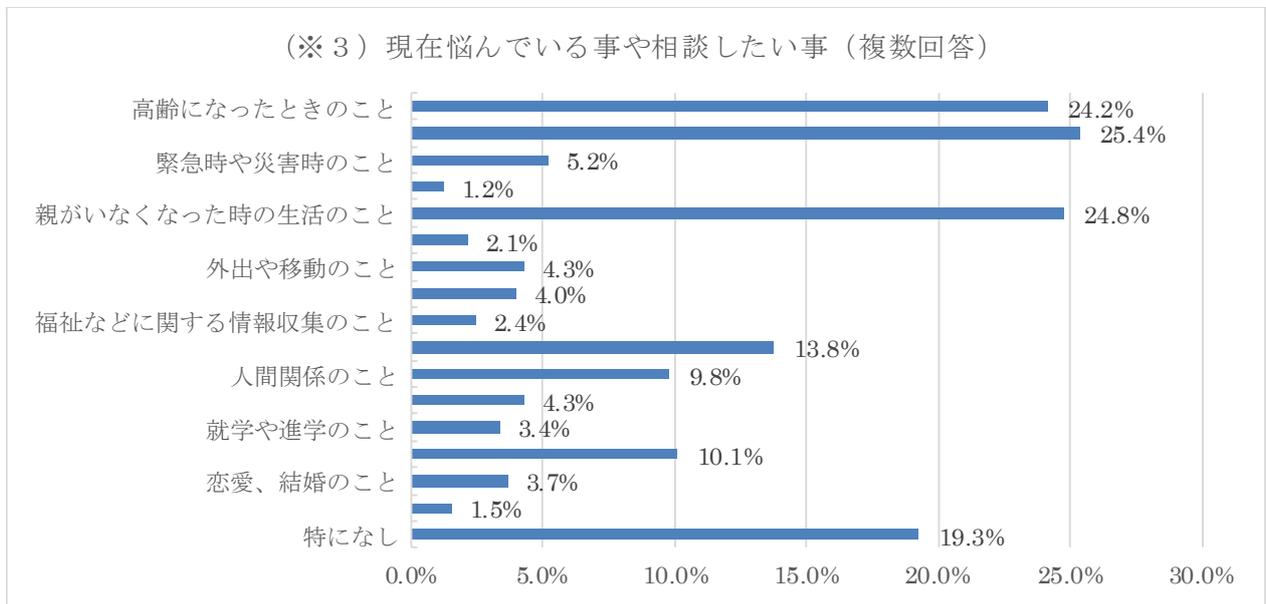
障がい者の人数は年々増加傾向にあり、それに伴いサービスの利用人数及び利用量も増加傾向にあります。障がい福祉サービスを利用している障がい者は障がい者手帳を所持している方の約25%という状況ですが、「サービスを利用していない理由」（アンケート結果※1）では約3割の方が「利用方法がわからない」という回答をしており、また、障がい者団体からは「受けられるサービスがわからない」「サービスがあっても使いこなせない」との意見があり、制度や福祉サービスの情報が行き届いていない現状や、制度やサービスのことがわからずにサービスを利用していない人がまだまだ多くいるということが伺えます。



障がい者は複数の障がいを持っていたり、また、障がい特性の多様化がみられることから、個々の障がいの特性やニーズに応じた計画的、効果的な障がい福祉サービスの提供が求められています。しかし、「サービスを利用する上で困っていること」（アンケート結果※2）では「サービス事業者が少ない」「サービスに関する情報が少ない」という回答が上位を占めており、障がい者団体・障がい福祉サービス事業所からは「選択できるほどの事業所や社会資源が無い」「夜間の支援体制が不十分」との意見があり、情報提供の仕組みづくりや基盤整備が課題となっています。



障がい者が生きがいを持って地域で自立した生活を送るためには、障がい者自身や家族の意向に基づき必要なサービスを受けられる体制整備が必要であり、本市では、計画相談支援において作成した利用計画に基づき、一人一人の状態やニーズに応じたサービスの提供ができるよう体制の強化を図っています。アンケートによりますと「現在、悩んでいることや相談したいこと」（アンケート結果※3）では、障がい者は日々様々な悩みを抱えており、中でも「高齢になったときのこと」「親がいなくなった時の生活のこと」が全体でも高い割合を占めており、将来に対する不安が伺える結果となりました。「心配ごとや悩みごとを相談できる人」（アンケート結果※4）によると相談相手については、約6割の方が「家族・親せき」と回答しており、また、障がい者団体からは「本人も家族も困っているが、誰に相談して良いかわからない。」との意見があり、家族・親せき以外で気軽に相談ができる場所があまりない状況にあります。



【施策の方向】

1. 障がい者・児の福祉サービスの充実

- (1) 障がい者・児が住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、利用者のニーズに応じた障がい福祉サービスの提供体制の充実及び質の向上を図ります。
- (2) 障がい者・児やその家族のニーズに対応できる障がい福祉サービスの整備・拡充を図り、社会資源の充実に努めます。
- (3) 障がい福祉事業所同士の情報交換や意見交換を通じて、質の高いサービスの提供や事業所間の連携体制の強化を目指します。
- (4) グループホーム開設の促進や短期入所の受け入れ施設の拡充を図り、夜間の支援体制を整え、地域で自立した生活が送れるように支援します。

2. 相談支援体制・情報提供の充実

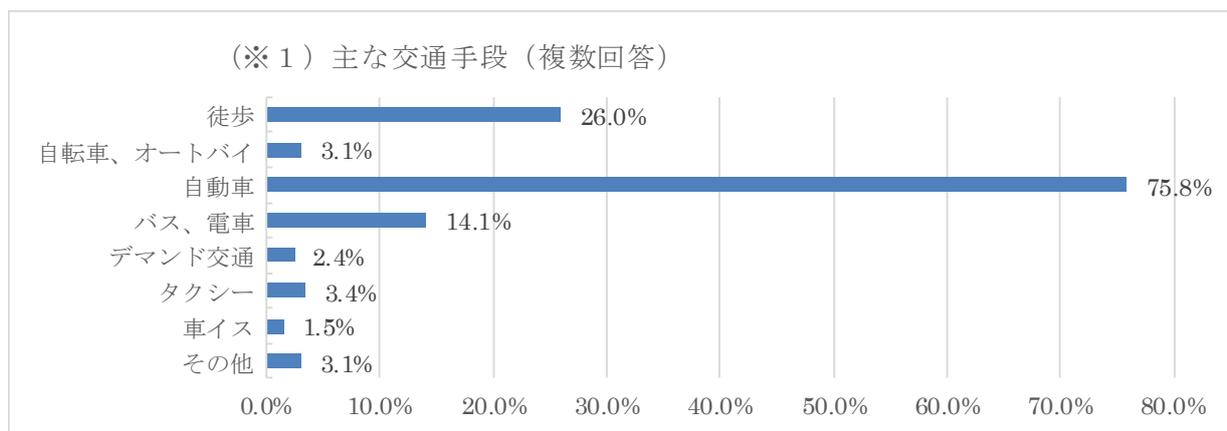
- (1) 相談支援事業所や相談支援専門員の質及び数を充実させ、障がい者やその家族の不安を軽減するとともに、身近な地域で相談支援を受けることができる体制を整備します。
- (2) 地域移行支援、地域定着支援が行える指定一般相談支援事業所の設置促進に取り組みます。
- (3) 障がい者やその家族が悩みを抱え込んでしまわないよう、分かりやすく、気軽に相談できる相談窓口を目指します。また、多様化、複雑化する障がい者の課題に早期に気づき的確に対応できるよう、相談支援に必要な専門的知識を有する職員を配置し、個々の障がい者に配慮した対応に努めます。
- (4) 障がい福祉サービスや制度等の情報を必要な方に届けるために、市報等への掲載及びホームページの活用、福祉のしおりの作成及び配布、障がい福祉制度の説明会の開催等、障がい福祉に関する情報提供の充実に努めます。

第2節 移動支援対策の推進

【現状と課題】

障がい者が地域で生き生きとした日常生活を送るためには、外出する際の移動手段の確保など、移動の利便性を高める取り組みが求められていますが、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、公共交通事業を取り巻く環境が年々厳しさを増しています。

「外出する時の主な交通手段」（アンケート結果※1）の結果では、現在は大半の人が自分や家族の運転で自動車による移動手段を取っていますが、高齢化により自動車を手放す障がい者やその家族が増加しており、今後の移動手段を確保することが課題となります。当市においては、デマンド交通により市民の足の一役を担っていますが、その他の公共交通機関が少ないため、自動車を身近で利用できない障がい者にとっては限られた公共交通機関等に頼らざるを得ない状況にあります。移動手段の確保については福祉有償運送などを含めた福祉の交通ネットワーク等の構築を高齢者部門と連携し、研究していく必要があります。



(※1) R2 障がい者向けアンケート

【施策の方向】

1. 移動支援の充実

- (1) 福祉有償運送サービス*1の周知を図り、サービスの利用を促進します。
- (2) 障がい者や高齢者の移動の利便性を高めるため、交通手段について先進事例を研究し検討していきます。
- (3) JR・バス・タクシーなどの公共交通機関等の各種運賃・料金の割引についての周知に努めます。また、公共交通機関に対して障がい者に対する利用料割引制度の導入や割引額増額などについて理解や協力を求めていきます。

- (4) 移動が困難な障がい者の社会参加等を促進するために、同行援護*2、行動援護*3、移動支援事業等の移動に関する支援の充実強化を図り、また、社会福祉協議会による車いすの貸し出しなど、外出支援を推進します。

2. 移動に関する助成事業の推進

- (1) 自動車運転免許取得に要する経費や自動車改造に要する経費の助成など、自家用車により外出する障がい者を支援します。
- (2) 特定疾患を有する障がい者が医療機関に通院する場合の交通費の補助を行います。
- (3) 障がい児施設への通園に要する経済的負担を軽減するため、交通費の助成を行います。
- (4) 重度の障がい者が通院、社会参加その他の移動のために利用した福祉タクシーの運賃の助成を行います。
- (5) 盲導犬等の補助犬を有している身体障がい者には、補助犬の飼育に要する費用を助成するとともに、補助犬に対する市民や事業者の理解を推進します。
- (6) 重度の障がい者の生活範囲の拡大や社会参加を促進するため、タクシーを利用する場合に料金の一部（タクシー券）を助成する制度を充実します。

*1 福祉有償運送サービス

身体障がい者や要介護者など、一人では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対して、タクシー等によっても十分な輸送サービスが提供されない場合、一定の要件を満たした NPO 法人等に対して自家用自動車による有償運送の例外許可を行い、福祉輸送サービスを確保する制度。

*2 同行援護

視覚障がいにより、移動に困難を有する障がい者に、外出時において障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出時の必要な援助を行うサービス。

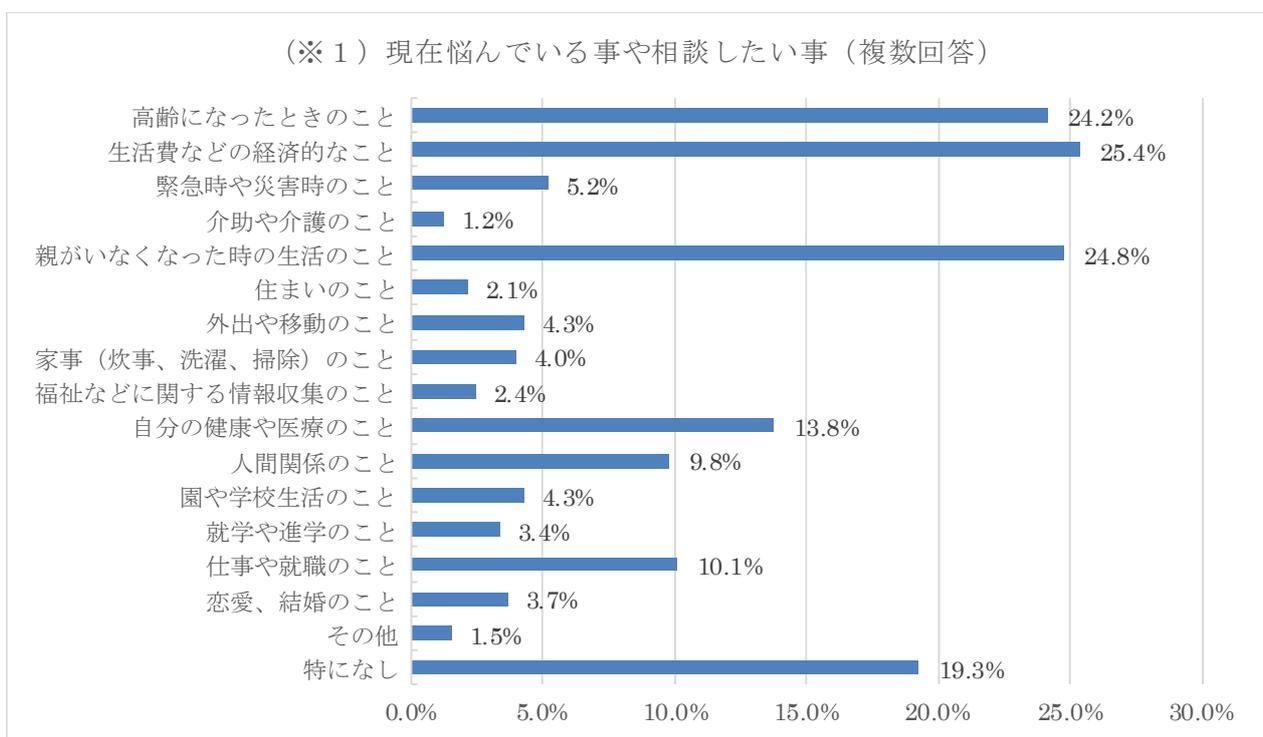
*3 行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する障がい者に対し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄や食事等、行動する際の必要な援助を行うサービス。

第3節 生活安定支援施策の充実

【現状と課題】

昨今の高齢化に伴い、障がい者がいるの世帯の多くは、親亡き後の障がい者の生活維持に大きな不安を抱えています。「現在、悩んでいることや相談したいこと」（アンケート結果※1）により「高齢になったときのこと」「生活費などの経済的なこと」「親がいなくなった時の生活のこと」が多い結果であり、親亡き後の経済的基盤の脆弱さの悩みが切実であり、経済的支援の充実が求められています。



(※1) R2 障がい者向けアンケート

【施策の方向】

1. 給付事業・助成事業の推進

- (1) 障がい者に対する所得保障の柱である、障害年金制度の周知・啓発と手続きに関する支援を継続します。
- (2) 各種福祉手当（特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当等）の周知及び給付により、障がい者や家族の日常生活の安定を図ります。
- (3) 主に重度障がい者（児）を対象に医療費の自己負担分を助成します。
- (4) 障がい者が市営住宅へ入居する際は、障がいの程度等に応じて家賃の減免や優先入居、単身入居等の措置を講じます。

- (5) 心身障害者扶養共済制度*¹について、制度の充実を県へ要望するとともに、制度内容の周知を進め加入促進を図り、加入者に対する助成を行います。
- (6) その他、住民税の控除や自動車税、NHK放送受信料等の減免、有料道路料金、携帯電話基本料等の割引など、各種制度やサービスについての周知に努めます。

*1 心身障害者扶養共済制度

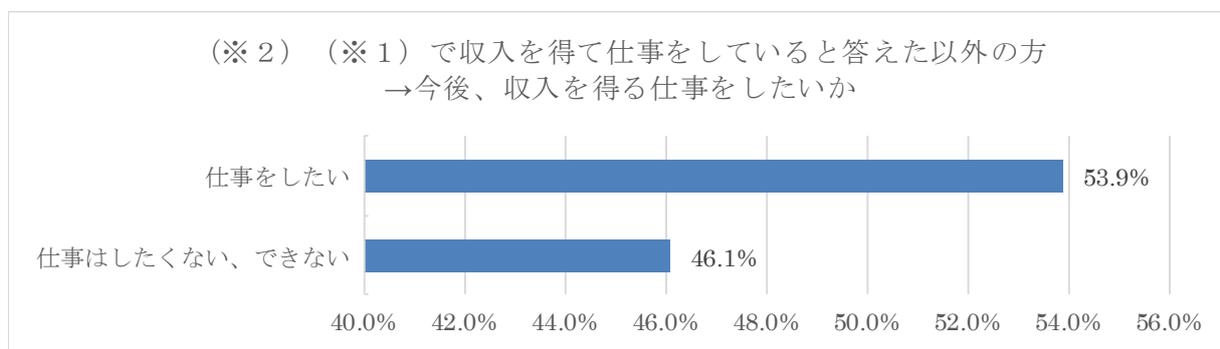
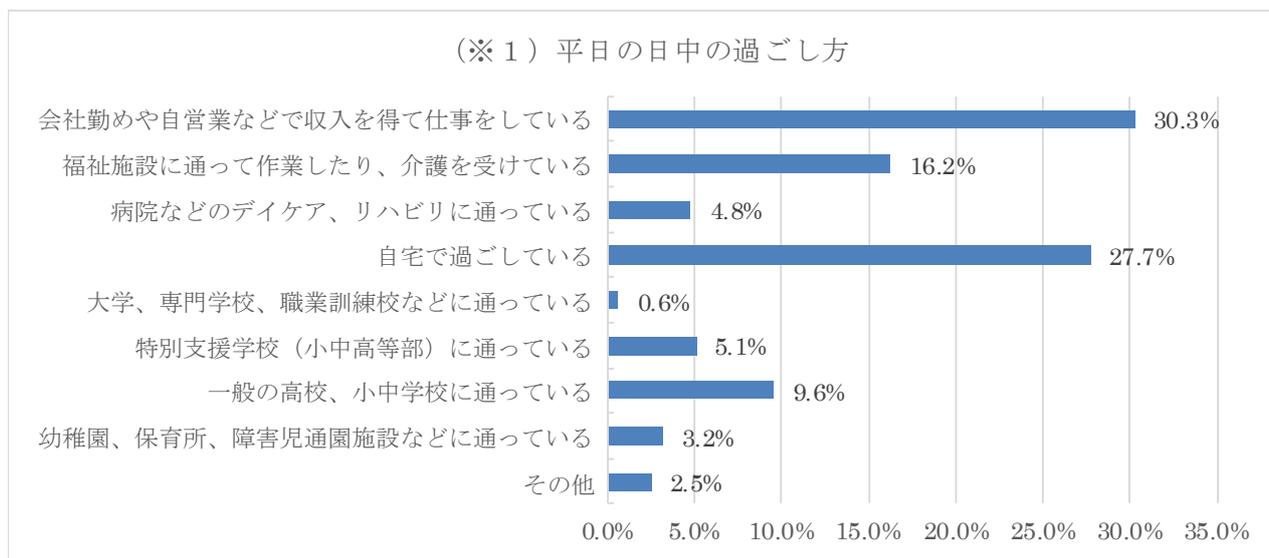
障がい者の保護者が加入し、障がい者に終身年金を支給する制度です。保護者が生前に掛け金を支払うことで、保護者に万一のことがあったとき、障がい者に終身年金が支給されます。

第4節 雇用と就労支援の強化

【現状と課題】

障がい者が生活を営む手段である以上に、地域社会の一員として社会参加し、生きがいを持って地域で自立した生活を送るためには、就労の機会を得ることは重要であり、障がい種別や個々障がい特性に応じたきめ細かい支援と多様な働き方が選択できる就労の場の確保が必要です。

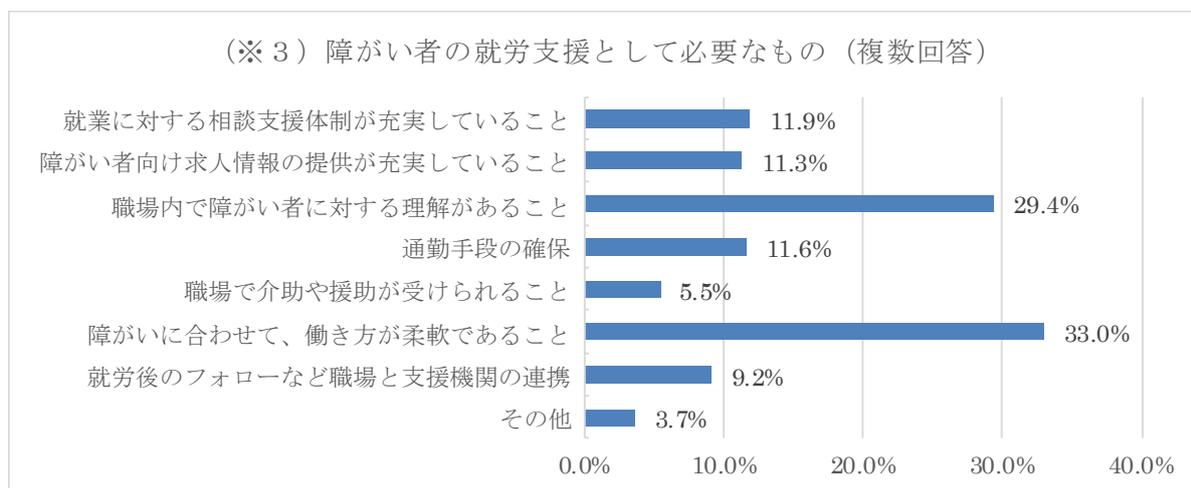
「平日の日中の過ごし方」（アンケート結果※1）のアンケート結果では、平日の過ごし方について約3割の人が「自宅で過ごしている」と回答しており、「今後、収入を得る仕事をしたいか」（アンケート結果※2）のアンケート結果では、約5割強の人が「仕事をしたい」と回答しており、障がい者の就労に対する意識が高いことがうかがえます。



(※1) (※2) R2年度障がい者向けアンケート

また、「障がい者の就労支援で必要なもの」（アンケート結果※3）においては、障がい者に対する理解や障がいの状況・状態に合わせて働き方（仕事内容や勤務時間等）が柔軟なことが求められています。

今後の対策として、就業訓練や雇用相談を充実させるとともに、関係機関や一般企業等の連携を図り、一般就労や福祉的就労を必要とする人に、充実した支援を提供し、就労機会拡大のための環境整備を図る必要があります。



(※3) R2 障がい者向けアンケート

【施策の方向】

1. 就労に関する相談支援の充実・雇用に関する啓発

- (1) 就労に関する関係機関（長野県労政事務所、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター※1、まいさぼ東御※2、商工観光課等）との連携を強化し、障がい者が相談しやすい、就労の相談体制の充実に努めます。また、企業等を対象にしたセミナー等を開催し、就労を希望する障がい者への支援、障がい者への理解、雇用拡大に関する啓発を促進します。

2. 一般就労の促進と定着支援

- (1) 企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行い、就労移行支援事業に関する情報提供や、事業に取り組む事業所の確保に努めます。
- (2) 就労を希望する障がい者に対し、就労に関する関係機関（ハローワークや障がい者就業・生活支援センター、まいさぼ東御等）への取次ぎを行います。
- (3) 職場での障がい者に対する理解を深め、障がいの状況や状態に配慮した、多様な勤務形態の普及や適切な就労の場の確保を企業等に働きかけます。
- (4) 障がいの特性を踏まえた、直接的・専門的な援助や支援を行うジョブコーチ※3の活用について企業などへ働きかけます。

- (5) 障がい者の就労に伴って生じている課題を解決し、より長く働き続けるため、就労定着支援の周知及び利用促進に努めます。

3. 福祉的就労の充実

- (1) 障がいのために、働く意思があっても一般就労が困難な人に対して働く場を提供し、知識及び能力向上のための必要な訓練を行います。就労継続支援事業を実施している事業所と連携することで、情報提供の充実を図ります。
- (2) 障害者優先調達推進法に基づき、障がい者施設で生産された物品等を優先的、積極的に購入することを推進し、作業工賃水準の底上げに取り組みます。
- (3) 在宅の障がい者や引きこもりの人などに対する、社会参加への第一歩の居場所となる、地域活動支援センターの周知と事業の拡充に努めます。

*1 障がい者就業・生活支援センター

就職を希望している障がい者や在職中の障がい者が抱える課題に応じて雇用及び、福祉関係機関と連携し、就業面及び生活面の一体的な支援を行う機関。

*2 まいさぼ東御

平成 27 年 4 月、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、東御市社会福祉協議会内に開設され、生活や仕事等で困っている方を対象とした、住まいや就労等、包括的な支援を行う機関。

*3 ジョブコーチ

障がい者の就労にあたり、できることとできないことを事業所に伝達するなど、障がい者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える人。



第2章
人権尊重と社会参加を
促進するために

第1節 障がいへの理解と権利擁護の推進

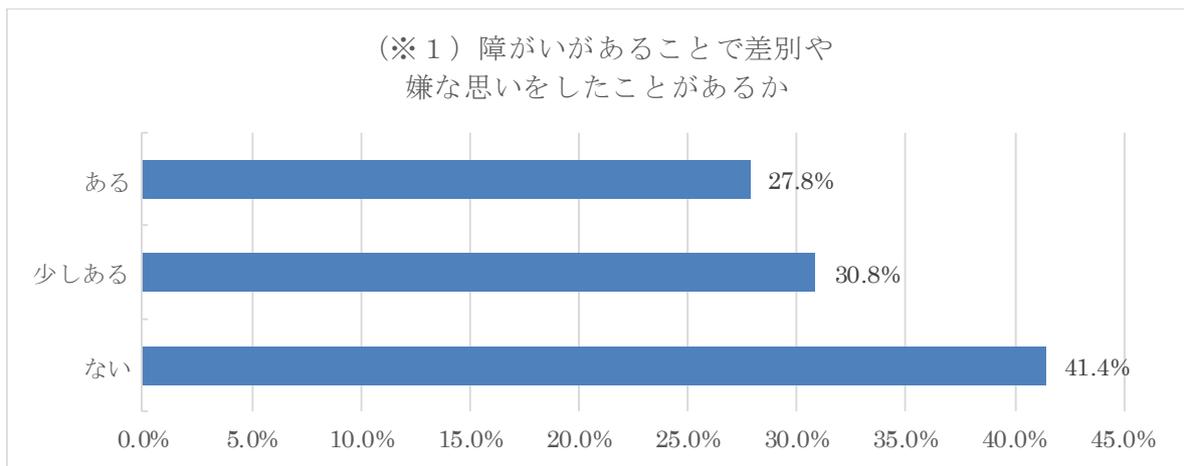
【現状と課題】

障がいのある人もない人も、誰もが地域で安心して暮らせる社会を形成するためには、障がい及び障がい者に対する正しい知識と理解が必要です。ノーマライゼーション*1 理念の普及に伴い、障がいに対する理解は少しずつ高まりつつありますが、今も誤解や偏見により障がいを理由に不利な扱いを受けたり、障がいに対する配慮が不十分なために、日常生活の様々な場面で暮らしにくさを感じたりする障がい者は少なくありません。

「障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがありますか」（アンケート結果※1）より、あるまたは少しあると答えた人が約6割おり、「どのような時に障害があることで差別や嫌な思いをしたことがありますか」（アンケート結果※2）より、学校・教育において、仕事や収入に関すること、外出先において差別等を感じる人が多いという現状がわかりました。

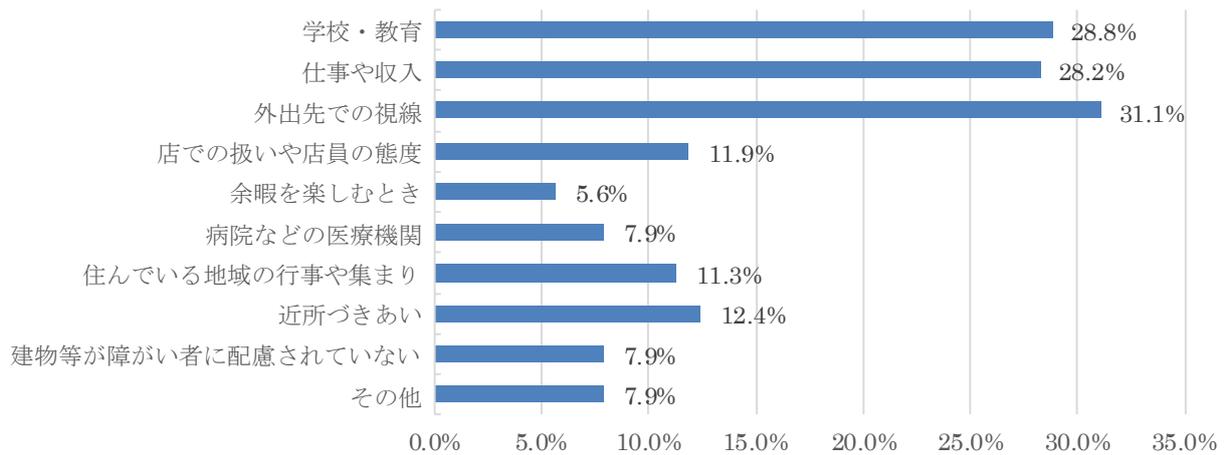
また、「障がい者と機会があれば関わりたいか」（アンケート結果※3）より、約7割近い方が、関わりたいけど接し方がわからないと回答しており、障がい者との関わる機会を提供することで、障がいについての理解の促進につながるとうかがえます。

障がい者が特別な存在としてではなく、地域で共に生活する者として尊重されるためには、市民の障がい者に対する理解を深めるための啓発活動の充実、権利擁護のための制度の周知や手続きの支援、社会参加の促進を図る必要があります。

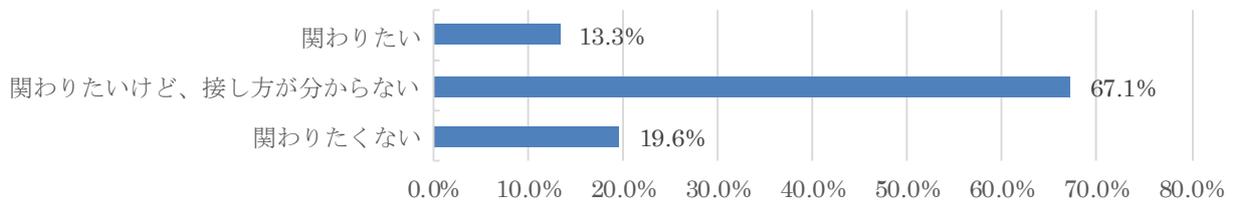


(※1) R2 障がい者向けアンケート

(※2) どのような時に差別や嫌な思いをしたか？ (複数回答)



(※3) 障がい者と機会があれば、関わりたいか？



(※2) (※3) R2 市民向けアンケート

自己決定や意思表示が困難な障がい者が、人権や財産に対する侵害を受けることのないように、権利擁護のための制度の周知や手続きの支援等が必要です。国では、平成24年10月に障害者虐待防止法が施行、平成25年6月に障害者差別解消法が制定され、平成28年4月に施行しています。また、平成26年1月には障害者権利条約が締結されました。障がい者の権利養護に向けた取組みが一層求められています。

【施策の方向】

1. 相互理解の推進

- (1) 教育委員会や社会福祉協議会等の関係機関と連携して、小・中学校における教育現場での福祉教育の充実や障がい理解の周知や啓発を図ります。
- (2) ハローワークや障がい者就業・生活支援センター、まいさぽ東御等の各関係機関と連携して、職場での障がい者に対する理解を深めます。
- (3) 障がい福祉施設における行事への住民参加の呼びかけや、地域行事への障がい者の参加など日常的な活動を通じて、障がい者と地域住民との交流を深め、理解が深まるよう支援します。

- (4) 地域における障がいに対する理解と認識を高めるため、障害者雇用支援月間（9月）、発達障害福祉月間（9月）、精神保健福祉月間（10月）、障害者週間と人権週間（12月）において、より一層の啓発活動を行うとともに、「障がい者福祉のつどい」等の活動を推進します。
- (5) 共に生きていく地域の一員として、ボランティア活動をとおして障がい者と関わる機会を設け、障がい及び障がい者への理解が深まるように努めます。
- (6) 市民を対象とした「ハートをつなぐセミナー」において啓発活動を行い、障がい及び障がい者への理解が深まるように努めます。また、地区単位や事業所単位での障がいに関する研修会、勉強会の開催に取り組みます。

2. 虐待防止の推進

- (1) 障がい者虐待について「虐待等防止総合対策推進協議会」において対策を検討し、障がい者虐待の防止に取り組みます。
- (2) 市民に対して、虐待防止・早期発見について広報等を活用し普及啓発に努めます。また、各関係機関と連携し早期対応・早期支援に努め、問題の深刻化を防止します。
- (3) 障がい福祉事業所における利用者への虐待行為等を防止し、障がい者の人権が保障されるよう、虐待防止に関する周知・啓発に取り組みます。

3. 障がい者差別解消の推進

- (1) 障害者差別解消法について、市民の関心と理解を深めるため、セミナー等を開催し周知・啓発活動を行います。
- (2) 障害者差別解消法に基づき、事業所に対し、障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止や、障がい者に対する合理的配慮の提供を徹底する等、適切な対応ができるような取り組みを行います。

4. 意思決定支援・成年後見制度の推進

- (1) 障がい者が住み慣れた地域で安心した生活を送れるように、上小圏域成年後見支援センター等と連携し、成年後見制度^{*2}の普及啓発や後見申立支援を行い、制度の利用促進に努めます。また、社会福祉協議会等と連携し、日常生活自立支援事業^{*3}の利用促進に努めます。
- (2) 権利行使の支援として、選挙権の行使に支障がないよう、投票所の環境整備や聴覚・視覚障がい者への情報を保障できる体制づくりを庁内で協議し、研究します。
- (3) 障がい者一人一人の選択に基づく生活を実現するため、「障がい福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に基づく意思決定支援を進めるとともに、家族や施設職員など障がい者を支える方の理解を深めるための啓発活動を行います。

*1 ノーマライゼーション

障がいがある人も無い人も平等に生活をする社会の実現を目指す考え方。

*2 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事の判断能力が不十分な人について、権利を守り支援してくれる成年後見人を選ぶことができる制度。

*3 日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事の判断能力が不十分な人の福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かり等の日常生活の相談及び支援を行う事業。実施主体は社会福祉協議会。

第2節 コミュニケーション支援の充実

【現状と課題】

情報通信技術が発達したことで、より簡単に情報を入手し、また発信できる時代となりました。しかし、障がいに対する配慮がないと、障がいのある人とない人の間で、得られる情報の格差が広がり、情報のやり取りが十分に行えずコミュニケーションに支障が生じる恐れがあります。私たちは日常生活に必要な多くの情報を視覚と聴覚で得ています。視覚障がい者、聴覚障がい者にとっても「情報」や「コミュニケーション」は最も基本的なニーズですが、障がい最大のバリアとなっており、情報やコミュニケーションに関する支援の充実が求められています。

【施策の方向】

1. コミュニケーション施策の推進

- (1) 手話通訳者を総合福祉センターの福祉課に配置し、聴覚障がい者の相談や手続き支援を行います。
- (2) コミュニケーション支援事業により会議、講演、受診、余暇活動等に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
- (3) 手話奉仕員の養成のための手話奉仕員養成研修事業を実施し手話奉仕員の養成及び登録者の増加に努めます。
- (4) 文字による情報入手が困難な障がい者のために、点字・音訳による広報等の情報を提供します。
- (5) 情報収集及びコミュニケーションにかかわる支援の充実のため、東御市社会福祉協議会が中心となり、点訳・朗読奉仕員の人材養成を行います。
- (6) 聴覚障がい者用通信装置、情報受信装置等や視覚障がい者用ポータブルレコーダー、活字文書読み上げ装置等の情報・意思疎通支援用具などが気軽に利用できるよう、日常生活用具給付事業の普及に努めます。

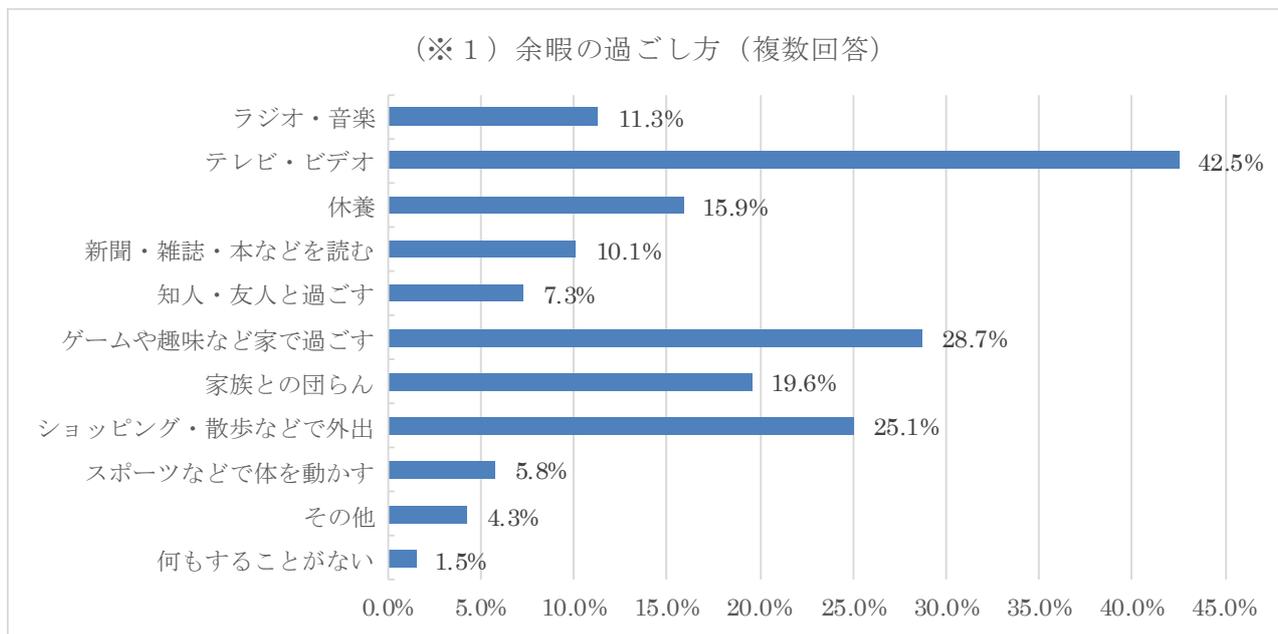
第3節 余暇活動の充実

【現状と課題】

障がい者が生き生きとした豊かな生活を送るためには、家庭や地域で充実した余暇を過ごすことが求められていますが、現状としては家の中にこもりがちで、他者との関りが乏しい状態であり、地域で充実した余暇を過ごすことに課題があるようです。「余暇をどのように過ごしているか」（アンケート結果※1）より、余暇の過ごし方として、テレビやビデオを見る、ゲームや趣味など家で過ごす等、室内で余暇を過ごしている人が多く見られます。

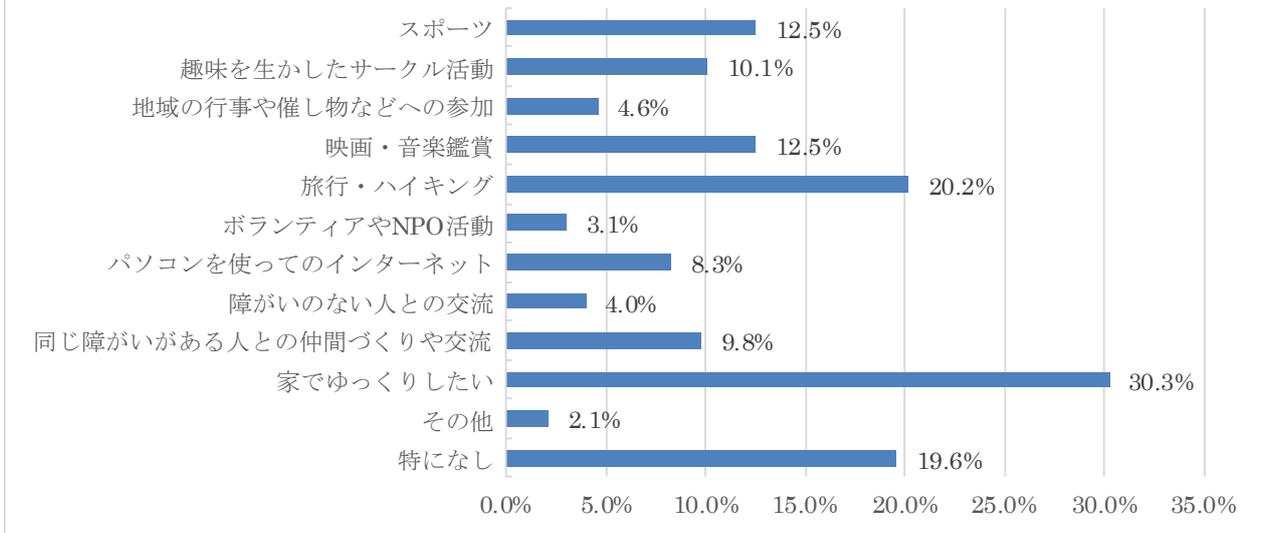
また、「余暇に参加したい活動は」（アンケート結果※2）では、約3割の方が「家でゆっくりしたい」という回答でしたが、一方では「旅行・ハイキング」「スポーツ」「映画・音楽鑑賞」「趣味を生かしたサークル活動」と、屋外での余暇活動を希望する声も少なくありませんでした。

今後、障がい者が生き生きとした豊かな生活を送るためには、余暇活動の充実が不可欠であり、一人ひとりに合った様々な活動の機会を提供できるように努める必要があります。



(※1) R2 障がい者向けアンケート

(※2) 余暇に参加したい活動（複数回答）



(※2) R2 障がい者向けアンケート

【施策の方向】

1. スポーツ・文化芸術活動の推進

- (1) 身体教育医学研究所と連携をし、ユニバーサルスポーツ*1 ボッチャの街を目指します。更には、その他のユニバーサルスポーツ（フライングディスク、ダブルダッチ等）に対するニーズを把握し、普及や参加の機会の提供を図ります。
- (2) 上小地区障がい者スポーツ大会、県障がい者スポーツ大会への参加を通じて、スポーツ・レクリエーションによる交流や社会参加を推進します。
- (3) 全国障害者スポーツ大会などの全国大会への選手の派遣、障がい者スポーツ大会等の開催に対し支援します。
- (4) 移動支援事業等によりスポーツ（ウォーキング、ランニング、水泳等）、ショッピング、映画鑑賞等、屋外での余暇活動の機会を提供します。
- (5) 障がい者文化芸術祭などへの参加を呼びかけ、創作活動等の発表の場と文化芸術の鑑賞機会が得られるよう支援します。
- (6) 市内で活動する障がい者を支援し、自主的な文化芸術活動の振興を図ります。

2. 交流、ふれあい事業の推進

- (1) 重度の心身障がい者とその介護者を対象とした希望の旅事業により、つながりの輪を広げます。
- (2) 市内で行われている各種イベント及びスポーツ大会などへの参加を促進し、仲間づくりを支援します。

- (3) 長野県視覚障害者福祉協会及び長野県聴覚障害者協会が実施している、交流会やイベント等の活動への参加を促進します。
- (4) 障がい者の当事者会、親の会、家族会^{*2}の活動を支援します。

*1 ユニバーサルスポーツ

障がいの有無や年齢にかかわらず誰もが一緒に実践でき、参加者全員が活躍できるよう考案されたスポーツ。

*2 当事者会、親の会、家族会（東御市内） 情報交換や学習会などの活動や交流を行っている会

身体障害者福祉協会…身体障がい者の当事者会

聴覚障害者協会…聴覚障がい者の当事者会

ゆるりの会…視覚障がい者と晴眼者の当事者会

手をつなぐ育成会…知的障がい者の親の会

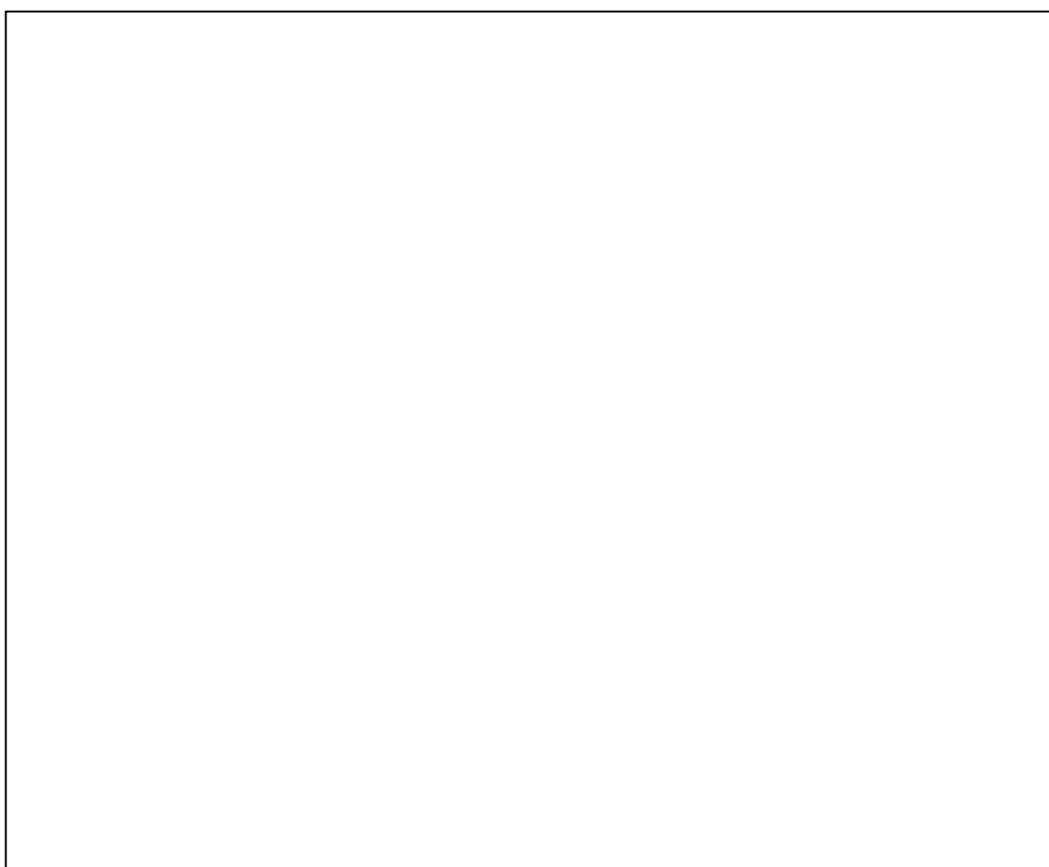
はこべの会…障がい児の親の会

ぴかそくらぶ…発達障がい児の親の会

陽だまりの会…精神障がい者の家族会



**第3章
共生社会を
実現させるために**



第1節 療育体制の充実

【現状と課題】

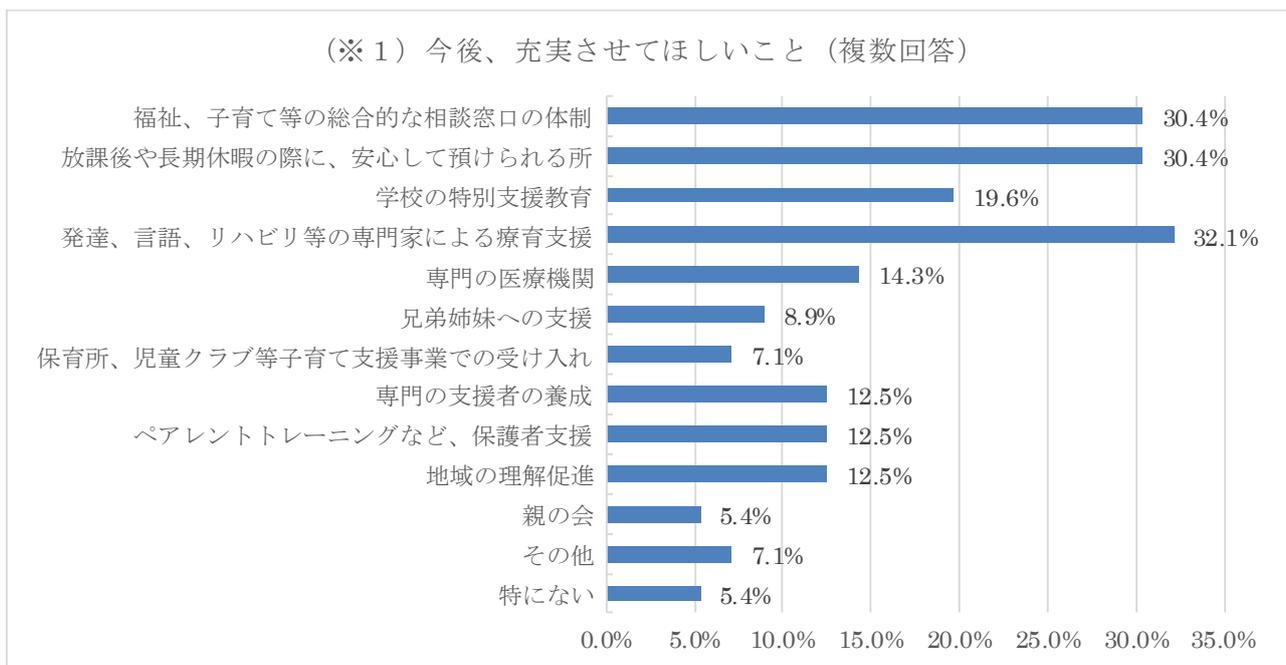
子ども・子育て支援法に「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されています。どのような障がいがあっても、ひとりの子どもとしてあるがままに地域で育まれていく、そんな当たり前の生活を保障するためには、一般の子育て支援施策を障がい児支援施策が後方支援する体制を取りながら、地域療育体制の整備に努め、その維持継続を図っていく必要があります。

市の地域療育システムとしては、p 50 資料「東御市 特別な支援の必要なお子さんのライフステージ支援図」のとおり、関係各課による支援が実施されており、その他専門機関等の活用及び連携も行っているところです。

教育部門では、幼保小の連携を密にしつつ、就学前からの丁寧な教育相談及び就学後のフォローアップを行い、個別の教育指導計画^{*1}及び、個別の教育支援計画^{*2}のもと、多様な児童生徒の学びを支援しています。また、小中の教職員に対しての研修を定期的に行い、専門性の向上を図っています。

「今後、充実させてほしいこと」（アンケート結果※1）からは、「総合的な相談窓口」「預けられるところ」「専門家による療育支援」「特別支援教育」等、必要とされている項目が多岐にわたっていることがうかがえます。

庁内連携会議等において、各課における支援体制の状況確認や、課題検討に務め、より安心できる地域療育体制の継続を推進していきます。



(※1) 18歳未満の障がい児の保護者回答

【施策の方向】

1. 地域療育システムの充実

- (1) 各関係機関が連携した療育体制を築くため、充実した地域療育システムを構築し、定期的に調整会議を開きます。
- (2) 家庭児童相談員、母子父子自立支援員、女性相談員等と連携し、障がい児及びその家庭の相談支援の充実を図ります。
- (3) 上小圏域障害者総合支援センターや県の発達障害者支援センター、保健福祉事務所、児童相談所等と連携し、専門相談に対応します。
- (4) 身体教育医学研究所と協力し、身近な地域・身近な場所で運動発達支援を提供します。
- (5) 地域で専門の療育支援が受けられるよう、関係機関とともに、体制整備やサービスの確保に努めます。
- (6) 障がい児やその家族が安心できる居場所を確保するために、福祉サービスの充実を図り、また、保育所や児童館、児童クラブ等の一般的な子育て支援施策における受け入れ促進を関係機関と協議しながら進めます。
- (7) 市立・私立保育所等に加配保育士^{*3}を配置し、個別支援の充実を図ります。
- (8) 適切に医療受診ができるよう市民病院等医療機関や関連機関との連携を強化します。

2. 一人ひとりに応じた教育の推進

- (1) 特別支援教育支援員^{*4}と通常学級担任等が連携した効果的な支援体制を促進し通常学級及び特別支援学級^{*5}の支援の充実を促進します。
- (2) 小・中学校の特別支援教育コーディネーター^{*6}連絡会の機能を強化し、情報の共有、専門性の向上、個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成及び更なる活用を図っていきます。
- (3) LD等通級指導教室^{*7}を活用し、SST^{*8}等の専門的支援を継続します。
- (4) 児童生徒の多様な在り方を認め合い、尊重しあえる「インクルーシブ教育」^{*9}のもと、児童生徒、教職員、保護者等を対象に、研修の機会を提供し、理解を深めます。

3. 副次的な学籍^{*10}の更なる推進

- (1) 特別支援学校^{*11}に通う児童生徒も地域の小中学校に通う児童生徒とともに同世代の友としての関係を育むことができ、卒業後も地域とつながりをもった生活ができるよう、「副次的な学籍(副学籍)」の取り組みを更に推進し、地域の小中学校に通う児童生徒の理解を深めます。

4. 家族支援

- (1) 保護者の相談窓口を明確化し、乳幼児健診、育児相談、発達相談等において、障がいを受容する前後の保護者の思いに寄り添った丁寧な相談に応じます。
- (2)ペアレントトレーニング^{*12}等の事業により、お子さんへの理解を深める機会を提供し、また、育児不安の解消を図ります。
- (3) 子育て短期支援事業^{*13}、養育支援訪問事業^{*14}を活用し、子育て世帯の負担軽減及び養育環境の安定を図ります。
- (4) はこべの会、ぴかそくらぶ、何でも話そう会^{*15}等の親の会を支援し、障がいの有無にかかわらず、ひとりのこどもとして保護者が安心して子育てができるような体制を整備します。

*1 個別の教育指導計画

ひとりひとりの教育ニーズに対応したきめ細やかな指導や支援を行うもの。

*2 個別の教育支援計画

障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズを正確に把握し、乳幼児期から義務教育終了後までの長期的な展望に立ち、保護者を含め関係者間で適切な支援について共通理解し、一貫して行うために学校が中心となって策定する計画。

*3 加配保育士

個別支援の必要な園児に対して配置される保育士。

*4 特別支援教育支援員

小・中学校において障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等、学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいのある児童生徒に対し、学習支援や安全確保などの学習活動上のサポートを行ったりするもの。

*5 特別支援学級

障がいの種別ごとの少人数学級で、障がいのある児童生徒一人ひとりに応じた教育を行う学級を言う（対象：知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、情緒障害）。

*6 特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のため、主に校内委員会、校内研修の企画・運営、関係機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う者のこと。

*7 LD等通級指導教室

知的障害を伴わない発達障害がある児童を対象に、通いで必要な指導及び教育相談を行うもの。

*8 SST

社会生活を送る上で欠かさない技能を身につけるための訓練プログラム。

※9 インクルーシブ教育

多様性を尊重し、障がいの有無に関わらず児童生徒が共に学ぶ仕組みのこと。

*10 副次的な学籍

特別支援学校に在籍する児童生徒と、居住地の小・中学校の児童生徒の交流及び共同学習の充実を図るために、居住地の小・中学校に副次的な学籍を置く仕組み。

*11 特別支援学校

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者、病弱者、身体虚弱者などに対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し、自立を図る為に必要な知識、技能を身につけることを目的とした学校。

*12 ペアレントトレーニング

保護者が子どもとのより良い関わり方を学ぶことにより、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を図るプログラム。

*13 子育て短期支援事業

保護者の疾病等により養育が困難な場合において児童養護施設等で子どものお預かりを行う事業。

*14 養育支援訪問事業

家事支援を特に必要とする子育て世帯にヘルパーを派遣し負担軽減と養育環境の安定を図るもの。

*15 何でも話そう会

非会員制の支援の必要なお子さんを持つ保護者の情報共有会。

第2節 保育・医療・教育・福祉・労働等の連携支援の強化

【現状と課題】

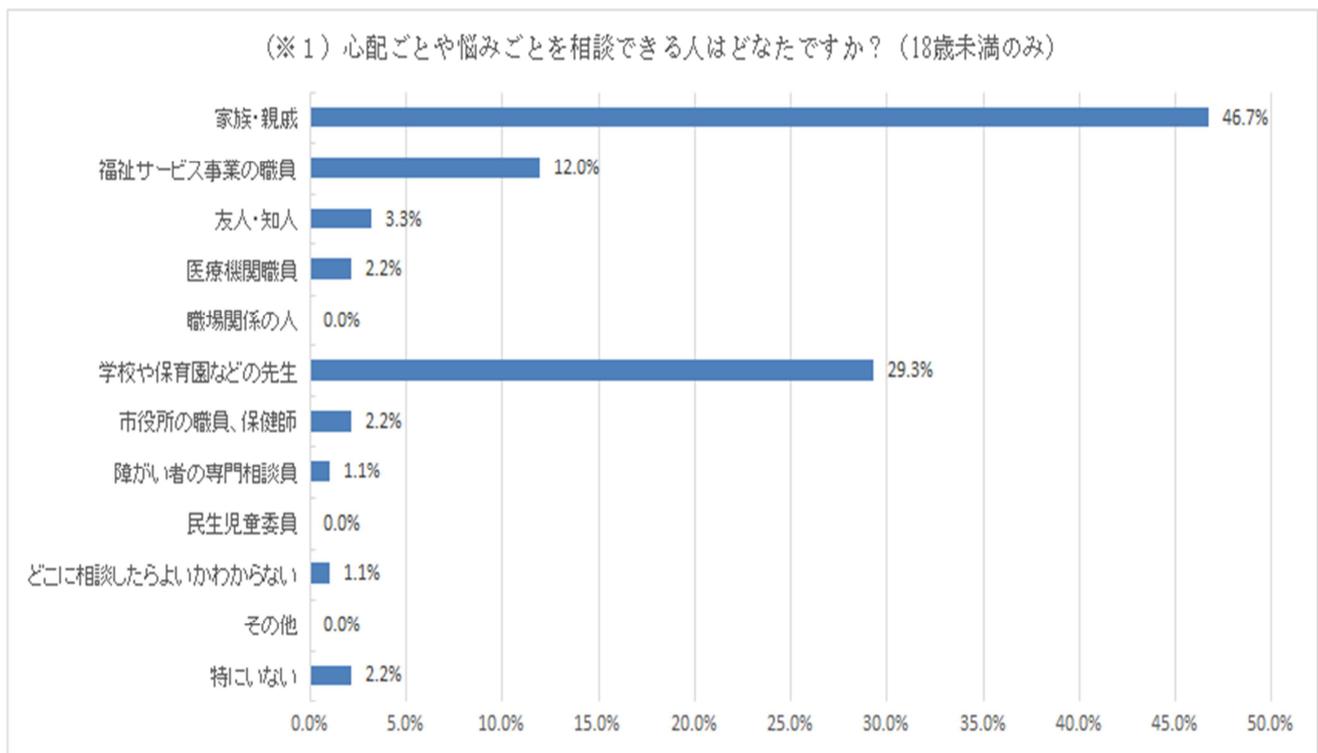
障がい児とその家族を支えるためには、母子保健による早期発見の段階から、保育、教育、就労など、各ライフステージに応じた多くの関係機関が協力しあい、適切に支援をつなぎ、切れ目のない一貫した体制を築くことが重要です。

所属機関で作成される個別支援計画等に加え、支援者が変わっても、保護者主体で記されるサポートブック^{*1}等による支援情報の引継ぎを適切に行い、統一的で効果的な支援が継続できるような体制の構築が必要です。

サポートブックについては、障がい児を対象とした様式は整備されていますが、周知に課題があります。

庁内においては、関係各課による切れ目のない支援体制構築についての議論が重ねられています。中でも、義務教育終了後の支援体制整備が急務となっているのが現状です。

「心配ごとや悩みごとを相談できる人はどなたですか」（アンケート結果※1）からは、「家族・親戚」に次いで、「学校や保育園などの先生」、「福祉サービス事業所の職員」が高い割合になっていることから、所属の機関が支援の重要な基盤となっており、情報が適切に引き継がれることの必要性がうかがえます。



(※1) 18歳未満の障がい児の保護者回答

【施策の方向】

1. 早期発見、早期支援の充実

- (1) 乳幼児健康診査及び、5歳児発達相談会等の事業をより一層充実させ、早期発見、早期療育、疾病の予防に努めます。
- (2) 保健師等による乳幼児家庭訪問等を通じて、発達状況の確認や子育て支援に関する情報提供を行います。
- (3) 育児相談、言語相談、発達相談、健康相談等の場を提供し、早期支援につなげます。

2. 切れ目のない支援の推進

- (1) 保育、教育、労働等の背景を保健と福祉が支えることで、安心した支援環境を構築します。
- (2) 幼児期の個別支援計画から、学童期の個別の教育指導、支援計画を経てその後の関係機関につなぐ為の支援情報が適切かつ継続的に引き継がれる体制整備に努めます。
- (3) サポートブックの周知と作成の推進をします。
- (4) 義務教育終了後の支援体制構築について検討を深めながら、教育機関や労働機関、上小圏域障害者総合支援センター等と連携しつつ、一人ひとりの状況に応じた支援の推進に努めます。

*1 サポートブック

お子さんの特性や関わり方など様々な支援情報切れ目なく支援関係者に提供することを目的とした冊子

下記 URL に掲載されています

<https://www.city.tomi.nagano.jp/category/syougaisya/150471.html>

第3節 多様な障がいへの支援

【現状と課題】

発達障がいについては、理解を深めるための継続的な取り組みが必要とされています。

強度行動障がい^{*1}については、行動障がいの発生する要因等についての分析や、専門的助言、支援が必要であり、同時に介護をする家族を支える支援も重要です。

高次脳機能障がい^{*2}については、本人や家族の障がいに対する理解不足や、他の疾病・障がいと混在することにより、支援が複雑化する傾向にあります。

重度心身障がい^{*3}については、家族負担の軽減をしつつ、受け入れ先を確保する必要があります。

医療的ケア児^{*4}については、日常的に医療が必要な児童が増加傾向にあり、地域移行の仕組みづくりが課題となっています。

これらのような障がいがあっても、その状況や特性に応じて一人ひとりが安心して地域で暮らせるような支援体制の構築が必要となっています。

【施策の方向】

1. 発達障がい等に対する支援の充実

- (1) 発達障がいの支援について、各関係機関との連携により、充実した支援が行き届くよう努め、研修等により、継続的に理解を深める取り組みを行います。
- (2) 強度行動障がいに対する支援方法と家族支援について、医療機関、特別支援学校の自立活動担当教員^{*5}、上小圏域障害者総合支援センター等と連携し、専門的な支援を行います。
- (3) 高次脳機能障がいの理解啓発に努め、適切なリハビリテーションや相談につなげられるよう努めます。
- (4) 重症心身障がいの方とその家族が地域で安心して暮らすための適切なサービスを整えます。

2. 医療的ケア児の支援体制の充実

- (1) 地域移行を見据え、入院時から包括的なチーム作りを行うことで、家族の孤立を防ぎ、安心した在宅生活を送れるよう支援します。
- (2) 医療的ケア児等コーディネーター^{*6}を中心に、保健・医療・福祉・保育・教育等の多職種連携を図ります。

- (3) 訪問看護、訪問リハビリ、居宅介護、居宅訪問型児童発達支援^{*7}等の訪問系のサービスに加え、安心して預けられる通所系サービス事業所の確保に努めます。
- (4) 東御市医療的ケア児支援体制会議において、関係各機関とともに、市内医療的ケア児の実態把握と課題及び情報共有、地域移行等について議論します。

*1 強度行動障がい

自傷や他害、飛び出し等の危険を伴う行動が著しく高い頻度で起こる為、特別に配慮された支援が必要となっている状態。

*2 高次脳機能障がい

怪我や病気等により脳に損傷を負ったことにより、認知機能に障がいが出ている状態。

*3 重症心身障がい

重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複した状態。

*4 医療的ケア児

日常生活を送る上で人工呼吸器等の何らかの医療行為が必要な状態にある児童。

*5 自立活動担当教員

特別支援学校において、自立活動（障がいによる困難を主目的に改善・克服する為に必要な知識、技能等を養う領域）を推進する教員。

*6 医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児が必要とする多分野にわたる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援の為に地域づくりを推進する役割を担うもの。

第4節 地域生活への移行支援

【現状と課題】

施設や病院に入院している障がい者が安心して地域での生活に移行し、地域での生活を継続するために、その生活を支える体制作りが求められています。

障がい者が施設や病院から地域移行を行うためには、地域へ送り出す施設や病院の取り組みと受け入れる地域の取り組みの両面からの支援が必要であり、地域の取り組みとしては、在宅サービスの充実や住環境等の社会資源の整備が重要となります。また、障がい者本人の意思や希望、自己選択が尊重される支援の仕組みを作るため、医療機関や相談支援事業所等と連携し、相談支援体制を強化する必要があります。

近年、特に精神障がい者数が増加傾向にあり、入院している精神障がい者の地域移行を進めるためには、入院している病院において早期の退院に向けた取り組みや、退院後の地域生活を支える医療的支援の取り組みが行われることが不可欠です。また、障がい者に対する差別や偏見が解消されるように、障がいに対する理解を深め、障がい者に対する誤った認識を取り除くために、啓発活動等の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

1. 地域移行の推進

- (1) 障がい者が不安なく施設や病院から地域生活に移行できるよう、また可能な限り地域で安心した生活が続けられるように、住居の確保や新生活の準備等についての地域移行支援の充実を図ります。
- (2) 地域移行支援及び地域定着支援の充実を図るため、指定一般相談支援事業所の整備を促進します。
- (3) 医療機関や各関係機関との連携を密にし、地域生活を支える医療的支援体制の構築に努めます。
- (4) 家族及び地域住民の障がいに対する理解を深めるために、講演会や学習会など、啓発活動を実施します。

2. 住まいの場の確保

- (1) 障がい者の地域における住まいの場であるグループホームの整備の促進に努めます。また、サテライト型グループホームの設置について拡充を図ります。
- (2) 地域生活への移行や住み慣れた地域での生活の継続に対する不安を解消するため、グループホーム等の入所体験を通じて、利用を促進します。
- (3) グループホームの入居者（利用者又は同一の世帯に属する配偶者が市民税を課税されている場合を除く）に対しグループホームの家賃の補助を行います。

- (4) 公営住宅への入居に関する制度（減免制度、優先入居制度）の周知を図ります。
- (5) 一般住宅への入居を希望する人に対して、まいさぼ東御と連携を図りながら、長野県社会福祉協議会の事業である「長野県あんしん創造ねっと入居保証事業」の周知・利用促進を図ります。

第5節 地域包括ケアシステムの充実

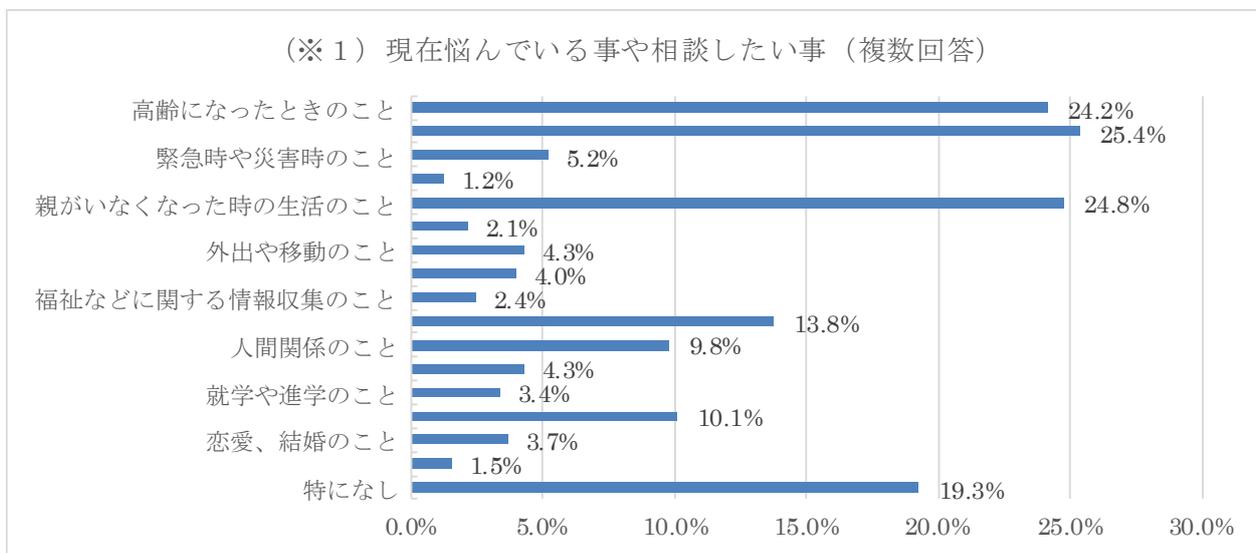
【現状と課題】

近年、高齢化が急速に進む中、65歳になり介護保険サービスへ移行する障がい者が増加傾向です。団塊の世代が75歳以上になる2025年を見据えて、国は2012年より障がいの有る無しに関わらず、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように地域の包括的な支援・サービスの提供体制である「地域包括ケアシステム」の構築の充実を図っています。また、障がいの分野の中で立ち遅れていた精神保健医療福祉において「入院医療中心から地域生活中心へ」の理念を元に、2017年には精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるように医療・障がい福祉・介護・住まい・就労・地域の助け合い・教育が包括的に確保された「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」も新たな政策理念として明確にしました。

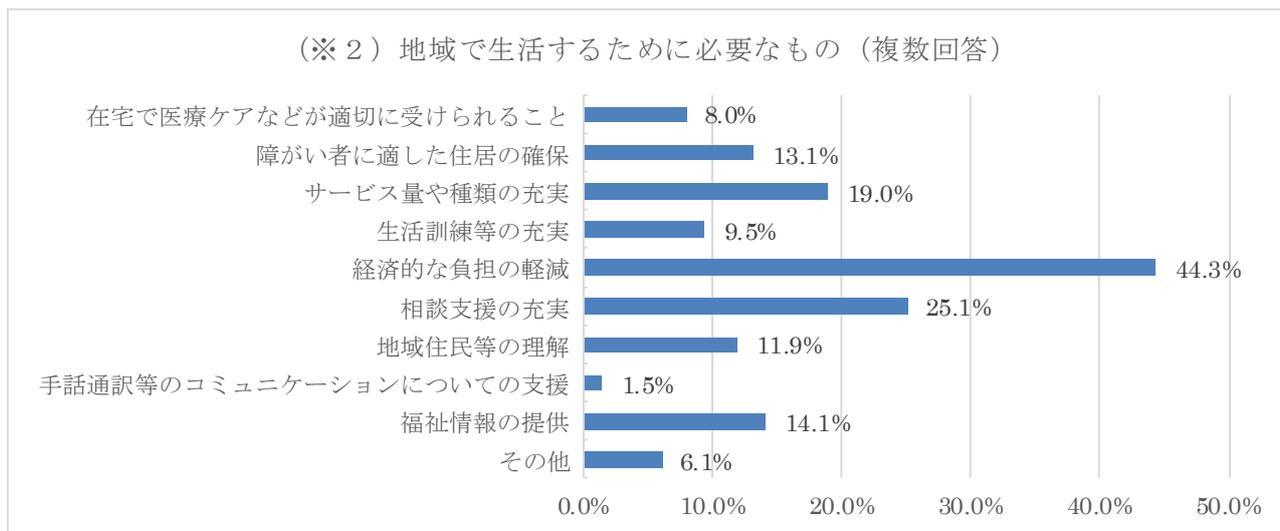
「現在悩んでいる事や相談したい事」（アンケート結果※1）では「高齢になったときのこと」「親がいなくなった時の生活のこと」が全体でも高い割合を占めており、将来に対する不安がうかがえる結果となりました。また、「地域で生活するために必要なもの」（アンケート結果※2）では「相談支援の充実」や「サービスの充実」を求めている結果となり、また、障がい者団体・障がい福祉サービス事業所からは、「緊急時に障がい者本人が安心して宿泊できる場所を整えて欲しい」「高齢障がい者の住まいの確保と支援体制の充実が必要」という意見がありました。

急速な高齢化社会の到来により、介護従事者の確保など社会構造の課題が顕著になるなかで、地域における高齢者となった障がい者の課題は複雑化・複合化しています。障がいや高齢者等の分野にとらわれずに、一体的な支援を行う体制の整備が必要となっています。

（※1）現在悩んでいる事や相談したい事（複数回答）



(※2) 地域で生活するために必要なもの (複数回答)



(※1) ~ (※2) R2 障がい者向けアンケート

【施策の方向】

1. 包括的な支援体制の整備

- (1) 65歳を迎える障がい者が、障がい福祉サービスから介護保険サービスへ適切に移行できるよう、地域包括支援センターや各関係機関との連携強化を図ります。
- (2) 障がい者を支える家族の支援者がいなくなったり、介護保険サービスへ移行したり、また、災害等の緊急時に支援者や周囲の人に障がいの状況や対応方法等を知ってもらう必要から、より適切な支援が受けられるよう成人版のサポートブックの作成を支援します。
- (3) 障がいの程度・状態に合わせた意思決定の支援に配慮しつつ、障がい者本人が自らの選択・決定に基づき、相談支援等を受けられるよう支援体制の整備に取り組むとともに、相談内容が障がい、高齢、子育て等多岐にわたる場合においては、適切な支援につなぐことができるよう、相談支援体制の一元化を図ります。
- (4) 障がい者の高齢化や親亡き後を見据え、相談、体験の機会の提供、緊急時の受け入れ等を行うため、市内事業所や上小圏域内の事業所と連携し、体制づくりに努めます。

2. 地域生活を支えるサービス等の充実

- (1) 障がい者が地域移行し、安心・安全に生活するためには、障がい者のニーズに応じたホームヘルプサービス等の居宅サービスが、必要な時にいつでも利用できるよう、居宅サービスの質的、量的確保と体制整備に努めます。
- (2) 障がい者が安心して過ごせる日中の居場所の提供と、様々な活動やプログラムを通して、障がい者の社会復帰や社会参加、障がい者同士や地域との交流を図るために、地域活動支援センター事業の充実に努めます。
- (3) 地域生活へ移行した障がい者や独居の障がい者が、地域で安心して生活が継続できるように、夜間を含む緊急時の連絡、相談等のサポートを行う地域定着支援の周知・利用促進を図ります。
- (4) 定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言を行う自立生活援助について周知・利用促進を図ります。

第4章 安心して生活するために



第1節 福祉のまちづくりの推進

【現状と課題】

障害者差別解消法が施行され、合理的配慮の提供義務が実施されたこと及び障害者雇用促進法に基づく法定雇用率制度において対象障害者に精神障害者が加わり、法定雇用率も引き上げられたことで障がい者の方も安心・安全に過ごせるまちづくりが全国的に進んでいます。

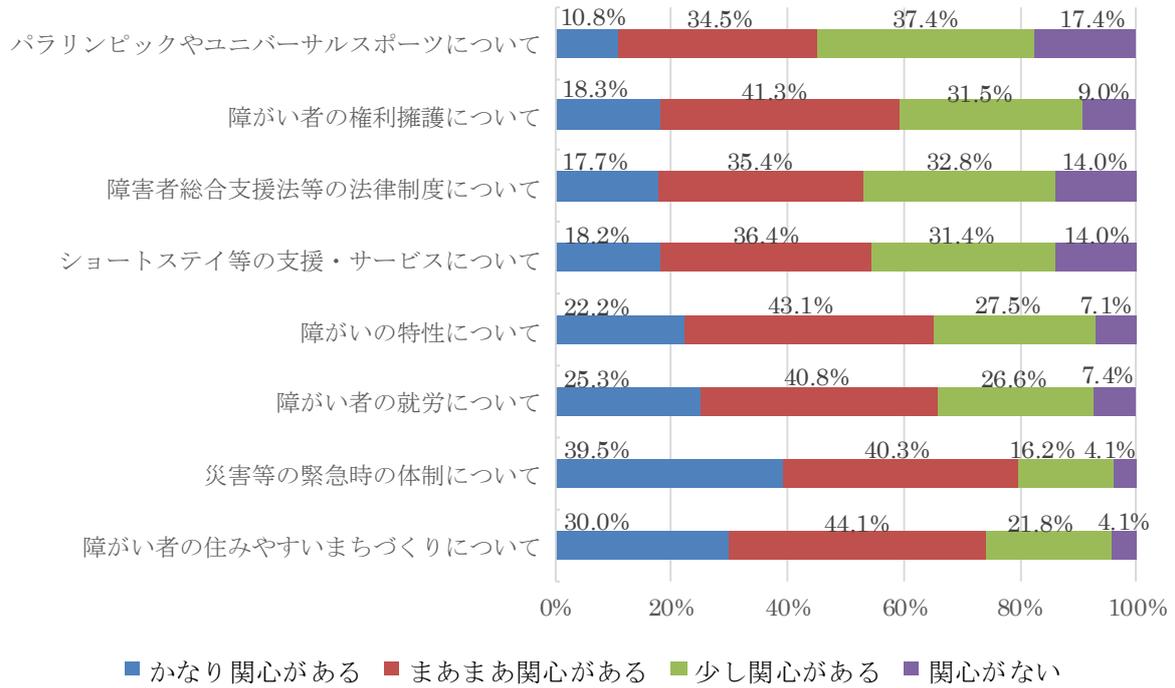
一般市民向けのアンケートで行いました「『障がい』に関することで関心のある物事について」（アンケート結果※1）によると、災害等の緊急時の体制や障がい者の住みやすいまちづくりについて関心が高くなっております。これについては、災害時の体制やまちのバリアフリー化は「障がい」の有無に関わらず、市民全体が関心が高くなっていると考えられます。

「障がいのある人との関わりなどが（過去5年程から現在）あるか」（アンケート結果※2）、「機会があれば、関わりたいか」（アンケート結果※3）から、関わりが無い方は全体の約4割程度となりました。しかし、今まで障がい者・児との関わりがなかった方の中でも8割の方が「機会があれば関わりたい」という前向きな考えを持っています。

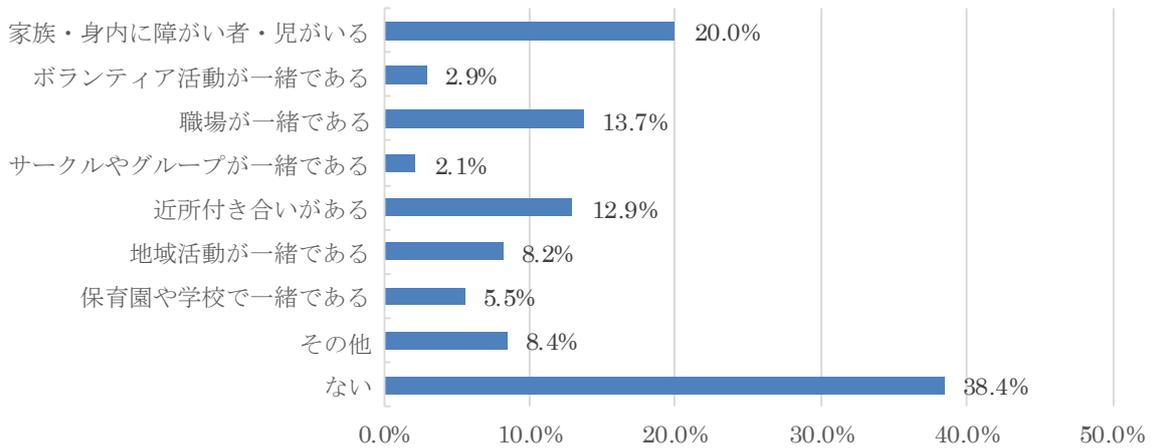
また、「障がいに対する理解を深めるためには何が必要か」（アンケート結果※4）からは、「福祉教育の推進」が最も多く、幼少期からの教育により障がいへの理解を深めることも大切ですが、「ボランティア育成」及び「講演会」の意見も約4割の方が回答していることから、子供大人関わらず障がいについて勉強する機会を提供することで多くの市民に障がいへの理解の促進を図れると考えます。

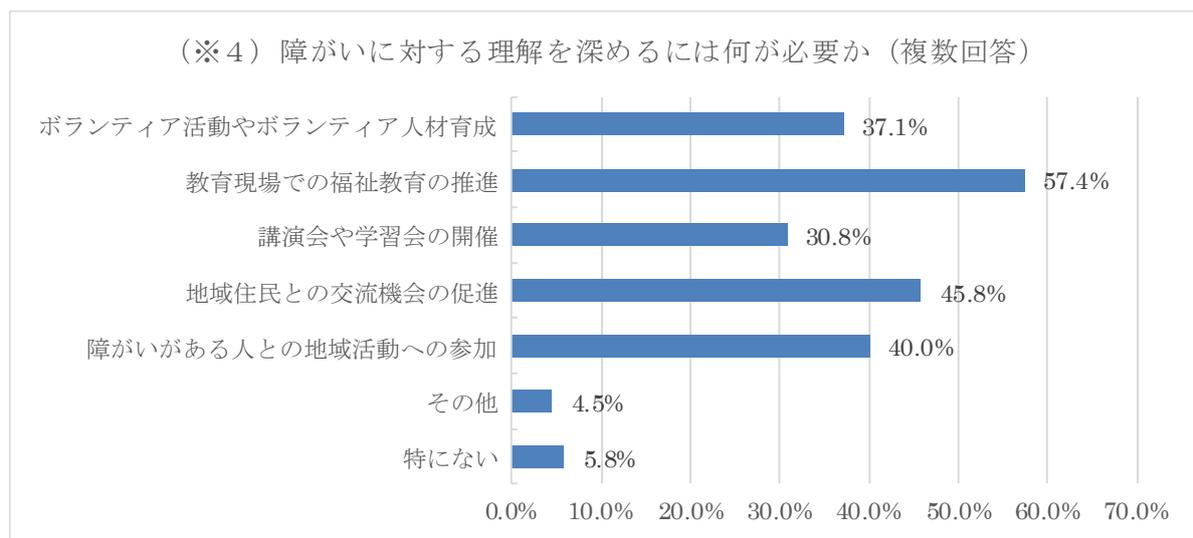
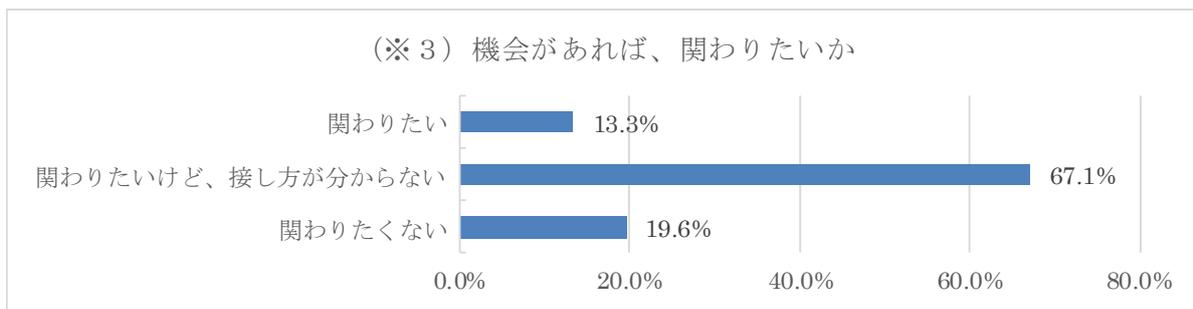
近年、障がい者に関係する法令に変化が生じており、今後の私たちの生活にも様々な環境変化が起こることが予想できます。その中で、障がい者や高齢者も安心・安全に過ごせる福祉のまちづくりが行えるように、市及び事業者、市民が一体となれるよう情報提供や啓発に努めていきます。

(※1) 「障がい」に関することで関心のある物事について



(※2) 障がいのある人との関わりなどが
(過去5年程から現在) あるか (複数回答)





(※1) ~ (※4) R2 市民向けアンケート

【施策の方向】

1. 人にやさしい福祉のまちづくりの推進

- (1) 福祉のまちづくりを推進するために、庁内関係各課の連携を深め、上小圏域障害者自立支援協議会を中心とする圏域内の施策と連携しながら、社会資源の開発や改善等を推進し、地域で支えあう推進体制を整備します。
- (2) 障がい者に配慮し、人にやさしいまちづくりを推進するために、長野あいサポート運動等を利用しながら事業者や市民に対して障がい者への合理的配慮を普及啓発を図ります。
- (3) 地域において、福祉のまちづくりを推進するために活動している団体や、当事者の方に対し、情報提供等の支援をします。
- (4) ヘルプマークや信州パーキング・パーミット制度の普及をするとともに目に見えない障がいをお持ちの方にも配慮ができるまちづくりを努めます。
- (5) 市民と行政による協働のまちづくりを基本方針とした、地域福祉計画に基づき、地域住民による相互支援の推進を図ります。
- (6) 地域の中での身近な相談者であり、専門機関へのつなぎ役である民生児童委員との連携を深め、一体となった地域福祉活動を推進します。

2. ボランティア活動の推進

- (1) すべての市民の積極的な参加のもと、思いやりの心を育むとともにボランティア活動やボランティア人材育成等を行い、障がい者に対する理解を深めるための活動を積極的に進めます。
- (2) 地域におけるボランティア活動の拠点となる、社会福祉協議会の活動を支援します。また、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動等を通じて交流の機会及び障がいのある方の地域活動への参加の機会を周知していきます。
- (3) 障がい者を支えるボランティア活動に対し、情報提供等必要な支援を行います。
- (4) 社会福祉協議会等、関係機関と連携し、障がい者を支えるボランティアを養成するための講座や学習会を開催し、ボランティアの人材確保に努めます。
- (5) 地域のボランティア活動推進のための「福祉の森ふれあいフェスティバル」等の活動を支援します。

3. 福祉人材の養成確保

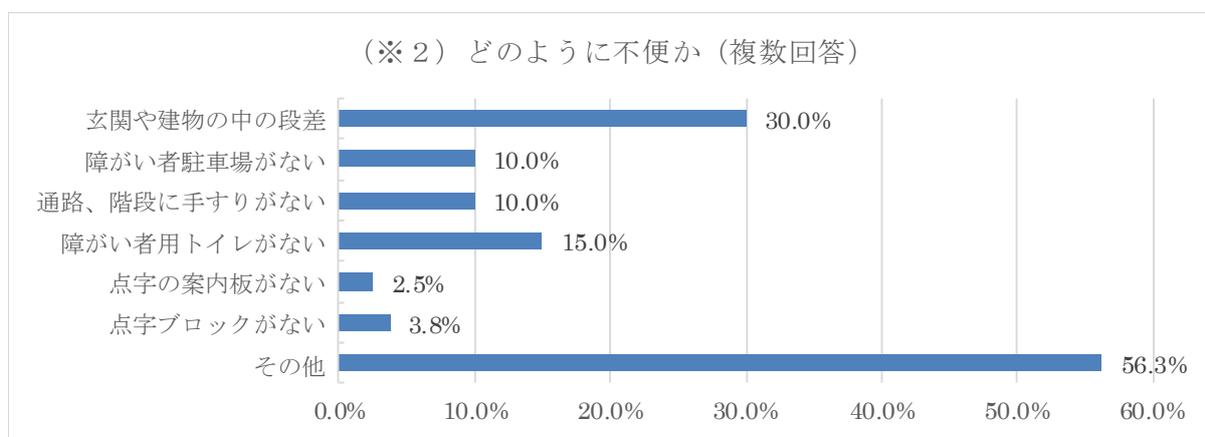
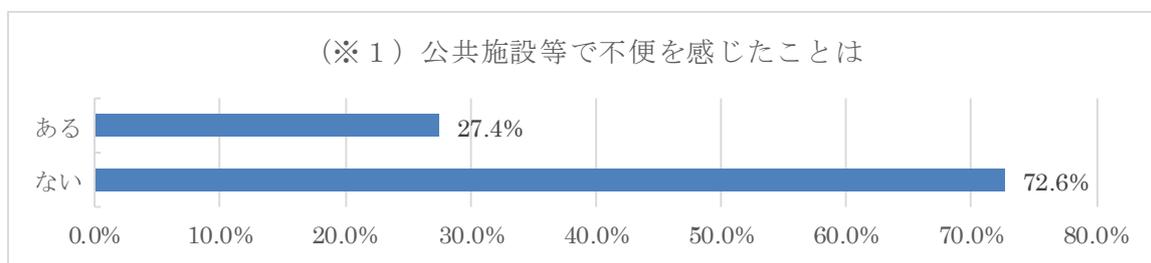
- (1) 社会福祉士や精神保健福祉士、手話通訳者等の有資格者の確保し、必要時に専門的意見や協力を得られるよう努めます。
- (2) 地域福祉推進の重要な担い手である民生児童委員と連携し、各種研修への参加の促しや情報提供などを行い、連携体制を維持していきます。

第2節 生活環境基盤整備の推進

【現状と課題】

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に共生社会の実現に向け「心のバリアフリー化」と「ユニバーサルデザイン化」が大きな2つの柱として位置づけられ、推し進められました。市でも、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めており、公共施設等では一定の整備が図られてきていますが、「公共施設や建物で不便を感じたことは」（アンケート結果※1）では建物で不便を感じたことが「ある」と答えた方は前回調査時より減りましたが、3割の方が回答されています。「どのように不便だったか」（アンケート結果※2）については、「玄関や建物の中の段差」、「障がい者用トイレがない」といった意見が多く、「歩道の整備（雑草の除去）」や建物が分散していることで、移動すること、また、建物内の段差に不便を感じられている意見がありました。このことから、公共施設や建物のバリアフリー化を推進するだけでなく、市道の歩道のも利便性を考慮した環境整備が必要であります。

一般住宅のバリアフリー化についても、引き続き各種の助成制度や融資制度等の周知により、今後とも生活環境の改善を推進していく必要があります。



(※1) ~ (※2) R2 障がい者向けアンケート

【施策の方向】

1. 公共施設等の整備

- (1) 公共施設等のバリアフリー化を推進するための施設整備等の基本計画の策定にあたり、障がい者も参画いただき、意見や提言をいただくことで、障がい者に配慮した整備がされるようにしていきます。
また、既存施設については、障がいのある方でも利用しやすいエレベーターの場所や段差の少ない移動経路を案内表示にしていまいます。
- (2) 市営住宅の建設や改修整備にあたっては、床の段差解消や開き戸から引き戸への変更、手すりの設置等のバリアフリー化など、障がい者に配慮した整備を推進します。

2. 住環境の整備

- (1) 障がい者の居住環境を改善するため、居室やトイレ、浴室、階段等の整備に対して助言を行い、その改修費用について助成を行います。
- (2) 民間の建築物については、障がい者の利用に配慮したスロープや自動ドア、トイレ、エレベーターなどの整備を促進し、啓発等を行います。

3. 道路環境の整備

- (1) 障がい者が活動範囲を広げられるよう道路環境整備の充実を図ります。
- (2) 車いすですれ違いのできる幅の広い歩道の整備や歩道の段差切り下げを進めます。また、視覚障がい者誘導用ブロックや交差点の音響信号機等の整備を推進します。
- (3) 歩道等道路環境の維持のため、雑草除去等の道路パトロールの充実を図ります。
- (4) 障がい者が安全に運転できるよう、見やすく分かりやすい道路標識や道路標示などの整備を推進します。

第3節 保健・医療サービスの充実

【現状と課題】

住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくためには、自らが健康の保持に努め、健康増進を図ることに加えて、身近な地域に適切な医療・リハビリテーション体制が整っていることが重要です。医療費助成制度を活用しつつ、適切な医療が受けられる環境が大切です。

市では、疾病予防と健康寿命の延伸を図るため、各種検（健）診、健康相談、健康づくり教室等を実施しています。また、在宅の重度心身障がい者（児）への訪問歯科健診の調整を行い、在宅医療の充実を図っています。

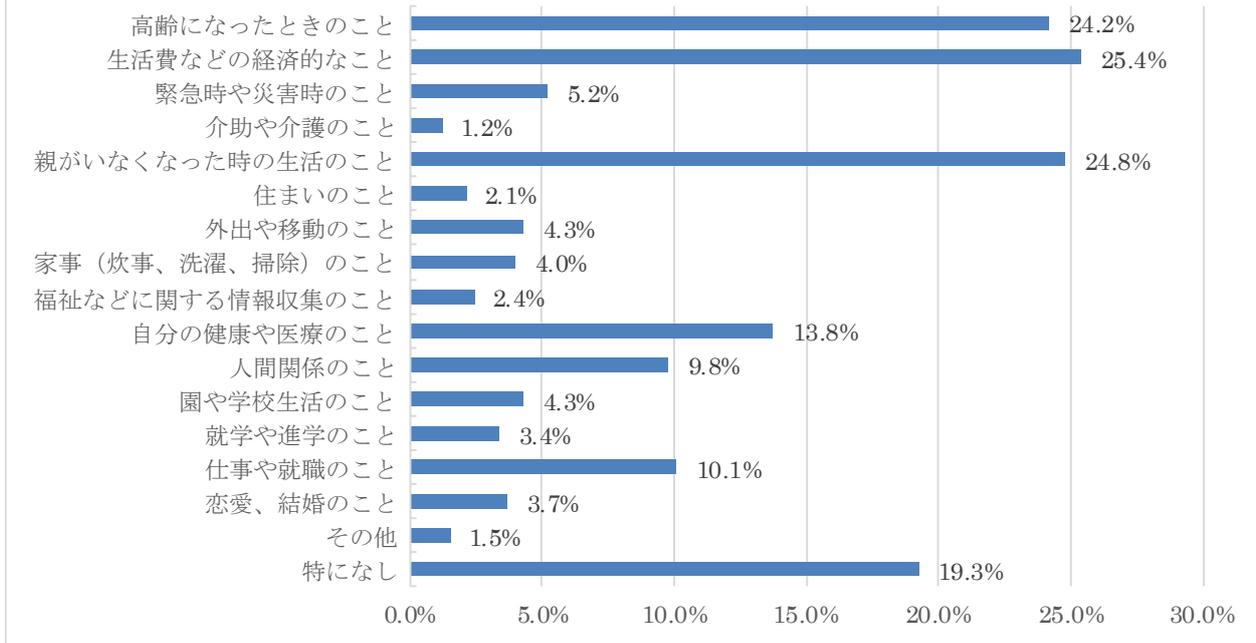
自立した生活の支援と社会復帰、社会参加の促進のための医学的リハビリテーション^{※1}と社会的リハビリテーション^{※2}を共に充実させる必要があることから、適切なリハビリについての情報を医療と連携しながら提供し、活用を促しています。

福祉医療制度については、県費対象者に加え、幅広く障がいのある方を対象とした市独自の給付を行っており、自立支援医療制度^{※3}（精神通院）についても、市国民健康保険加入者については、自己負担額の免除を継続して実施しています。

さらに、難病患者とその家族に対しては、障がいや疾病の状態、家族の支援状況等を踏まえ、適切な相談支援が受けられるような支援が必要であり、市では、難病患者とその家族への相談支援を行い、必要なサービスについての情報提供等に努めています。特定疾患等通院費についても助成しています。

「現在、悩んでいることや相談したいこと」（アンケート結果^{※1}）から、「自分の健康や医療のこと」についての回答が多くありました。このことから、将来の自身の健康面について不安を抱かれている方が多いことから、地域保健医療サービスの充実を図る必要性があります。

(※1) 現在悩んでいる事や相談したい事 (複数回答)



(※1) R2 障がい者向けアンケート

【施策の方向】

1. 健康づくりの推進

- (1) 各種検(健)診や健康相談を充実させ、心身の健康増進に努めます。
- (2) 健康づくり計画「健康とうみ 21」を推進し、生活習慣を改善して生活習慣病の予防に努めます。
- (3) 障がい者とその家族に対し、食生活に関する相談や家庭訪問等による栄養指導を行います。
- (4) 在宅重度心身障がい者(児)の方への訪問歯科健診を実施します。

2. 社会的リハビリテーションの充実

- (1) 長野県立総合リハビリテーションセンターにおいて、医学的リハビリテーション、職業的リハビリテーション^{※4}、社会的リハビリテーションを含む総合的なリハビリテーションが受けられるよう、利用促進に努めます。
- (2) 精神保健福祉センターや保健福祉事務所等と連携し、精神障がい者の社会復帰促進のための支援を充実させます。
- (3) 社会的リハビリテーションを活用し、社会参加の促進に努めます。

3. 難病患者に対するの支援の推進

- (1) 難病患者とその家族の精神的負担の軽減を図るため、保健福祉事務所や医療機関との連携を強化し、相談支援の充実と適切なサービス(日常生活用具等)の提供に努めます。
- (2) 特定疾患等の患者が通院に要する交通費に対しての助成を行います。

4. 医療費の自己負担軽減

- (1) 市の福祉医療制度においては、障がい者の医療費の自己負担額の軽減を継続します。また、このことについて周知に努めます。
- (2) 自立支援医療制度（精神通院）の、市国民健康保険の加入者を対象とした自己負担免除を継続して実施します。

*1 医学的リハビリテーション

心身機能の能力回復などを目的に病院等の医療機関で行われるもの。

*2 社会的リハビリテーション

本人の身体的状況や物理的、制度的、心理的バリアを解消していくことにより、社会復帰や参加を目指すものであり、医学的、職業的リハビリテーションの基礎となっている。

*3 自立支援医療制度

心身の障がい除去・軽減するための精神通院医療、更生医療、育成医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度をいう。

*4 職業的リハビリテーション

職業訓練校、地域障害者職業センターなどでの就労を目的とするリハビリテーション。

第4節 防災・防犯対策の推進

【現状と課題】

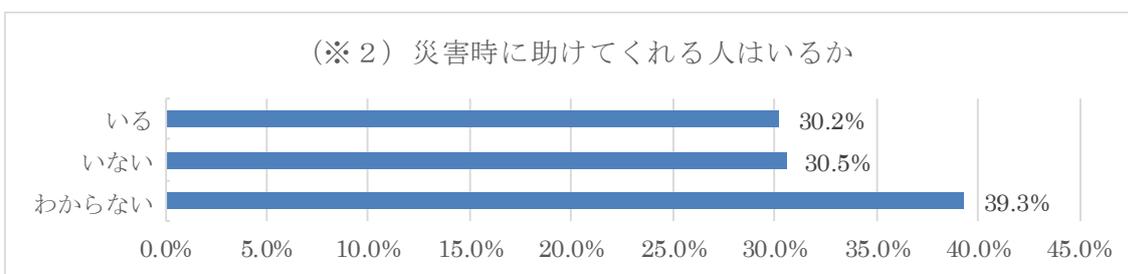
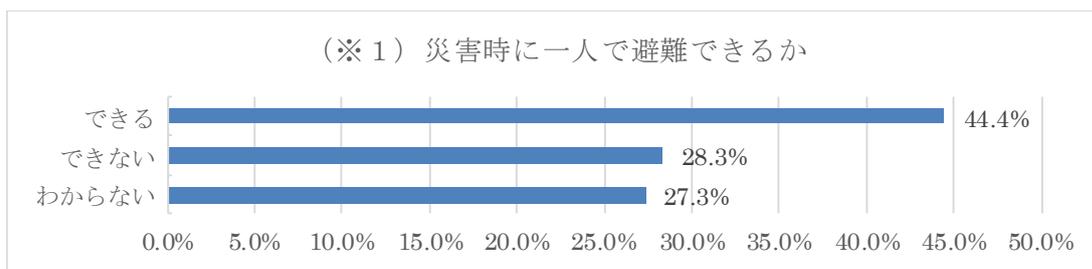
近年、大規模な自然災害が各地で発生しており、令和元年度には台風19号によって東御市に大きな被害をもたらしました。今後は災害時の支援対策がより重要な課題となりました。

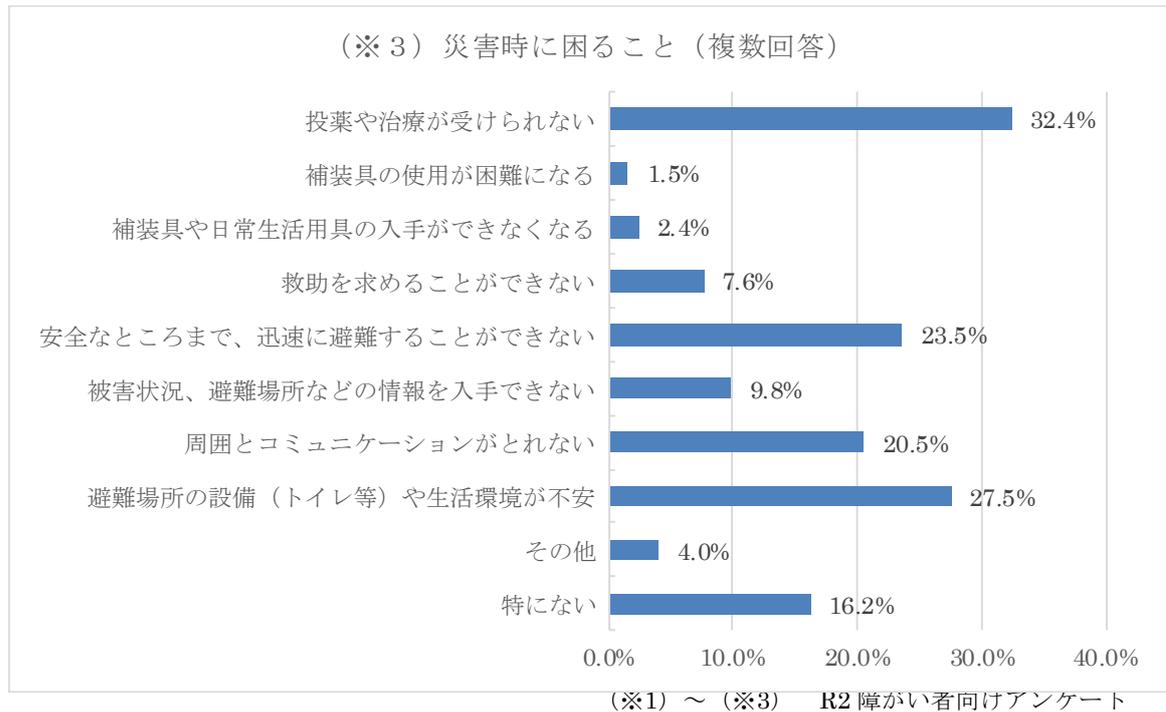
視覚障がい者の団体との意見聴取では、障がい者の避難方法や避難所での配慮等災害時の体制整備についての要望があがりました。

「災害時に一人で避難できるか」（アンケート結果※1）「災害時に近所に助けしてくれる人がいるか」（アンケート結果※2）「災害時に困ることは」（アンケート結果※3）から、災害等の緊急の場合に多くの障がい者は、一人では避難できず、地域等に支援者がいない障がい者も決して少なくありません。障がい者団体から、「災害等の緊急時は、障がい者対策は忘れられがち」や「迅速に避難できない」「避難場所の設備や生活環境が障がい者に合った対応をしてくれるか不安」などのご意見をいただきました。

市では、防災訓練などを通して防災に対する意識を高める啓発を行っており、また要援護者等を災害から守るための「災害対応マニュアル」及び「要援護者リスト」を作成しています。また、各区で作成している「災害時支えあい台帳」は情報が更新されていないなどの課題や、有事の際の個人情報保護の取り扱いの課題もあります。

また、障がい者を標的とした悪質な訪問販売等により、犯罪等に巻き込まれるという事例も多数発生しています。今後防犯体制の中で障がい者等の支援対策が課題となってきました。





【施策の方向】

1. 防災対策の推進

- (1) 災害対応マニュアルに視覚障がい者や医療的ケアが必要な児童等避難に支援者が必要な障がいのある方たちの名簿を作成し、災害時の迅速な状況把握に努めるとともに、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練などの充実強化を図ります。
- (2) 災害等緊急時の際、情報の入手や発信が困難な障がい者に対して、音声や文字による情報伝達体制の整備を推進します。
- (3) 聴覚障がい者が災害時に必要な情報を入手できるよう手話通訳者の派遣体制の整備を図ります。
- (4) 災害時において福祉避難所を設置して、障がい者を受け入れる体制整備を行います。また、災害マニュアルに視覚障がい者の避難誘導の仕方等各種障がいをお持ちの方への基本的な配慮を記載し、障がい者への配慮の意識を高めます。
- (5) 防災訓練及を繰り返し実施することにより、災害発生時の対応力強化と防災意識の高揚を図ります。
- (6) 各区で立てられる「災害時支えあい台帳」等のシステムづくりを推進します。

2. 防犯体制の充実

- (1) 障がい者を犯罪から守り、安全・安心なまちづくりを推進するために関係機関と連携を図ります。
- (2) 障がい者が消費者被害に遭わないよう市の消費生活相談員と連携し啓発を進めます。
- (3) 相談者の立場に立った相談対応や犯罪被害防止のために、県などと協力して啓発を進めます。また、悪質商法等の未然防止に向けた広報活動を推進します。
- (4) 市のメール配信サービスを利用しながら、情報提供に努め、防犯意識の高揚に努めます。

東御市 特別な支援の必要なお子さんのライフステージ支援図

分野	担当課	新生児・乳児	幼児期（就園）	学齢期（義務教育）	義務教育以降（18歳まで）	
医療 保健	健康保健課 64-8882	<div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 新生児訪問 乳幼児健診 (4ヶ月・10ヶ月・1歳6ヶ月・2歳・3歳) </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 子育て相談 臨床心理士による発達や育児等の相談 </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 言語相談 言語聴覚士によることば等の相談 </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 発達相談 児童精神科医による発達専門相談 </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> こころの相談 精神科医師、臨床心理士によるこころの健康に関する相談 </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px;"> 健康相談 保健師・栄養士による健康に関する相談 </div>				
	市民病院 62-0050			<div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin: 0 auto; width: 80%;"> 発達外来 </div>		
子育て 支援	子育て支援課 64-5814	<div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px; width: 20%;"> 発達支援事業 </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px; width: 20%;"> 5歳児発達相談事 </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px; width: 20%;"> BPプログラム 母子の愛着形成を支援 </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px; width: 20%;"> NPプログラム 参加者の交流を通し育児を支援 </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px; width: 40%;"> ペアレント・トレーニング 子供への関わり方を学び親子関係の改善を図る </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 養育支援訪問事業 養育支援の必要な家庭に訪問による家事の援助等を行う </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 子育て短期支援事業 保護者の疾病等により養育が難しい場合等において児童養護施設等で子どものお預かりを行う </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px; width: 40%;"> 発達相談・発達検査 </div>				
	保育園			<div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin: 0 auto; width: 80%;"> 個別対応/加配保育 </div>		
教育	教育課 64-5879			<div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px; width: 40%;"> ペアレント・トレーニング 子供への関わり方を学び親子関係の改善を図る </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px; width: 20%;"> SST 社会性を身につける訓練 </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px; width: 40%;"> 教育相談・カウンセリング </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px; width: 40%;"> SSW・SCIによる保護者支援 (家庭訪問・カウンセリング) </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px; width: 40%;"> 教職員向けの研修会 </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px; width: 40%;"> 就学前教育相談・教育支援委員会 </div>		
	各学校			<div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px; width: 80%;"> 特別支援学校 (盲・聾・知的・肢体不自由・病弱) </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px; width: 80%;"> 特別支援学級 </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin-bottom: 5px; width: 80%;"> 通級指導教室 </div>		
福祉	福祉課 64-8888	福祉サービスに伴う相談				
		障害者手帳・各種手当等申請受付				
		福祉サービス支給決定				
		障害児相談支援				
		<div style="border: 1px solid green; padding: 2px; width: 40%;"> 児童発達支援 </div>	<div style="border: 1px solid green; padding: 2px; width: 60%;"> 放課後等デイサービス </div>			
		保育所等訪問支援				
		居宅介護・短期入所・日中一時支援・移動支援・タイムケア・自立生活体験事業等				
		<div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin: 0 auto; width: 40%;"> わくわくプール教室 </div>				
		はこべの会・ぴかそくらぶ・何でも話そう会				
関係機関	上小圏域障害者総合支援センター(相談全般) 上小圏域障害者就業・生活支援センター(就職に関する相談全般)					
	親の会等					
					<div style="border: 1px solid green; padding: 2px; margin: 0 auto; width: 40%;"> 青少年支援チーム </div>	

各事業についての詳細は各担当課にお問い合わせください
お子さんに関わる直接的な支援と、保護者の方や周囲の方を対象にした間接的支援の双方を掲載しています